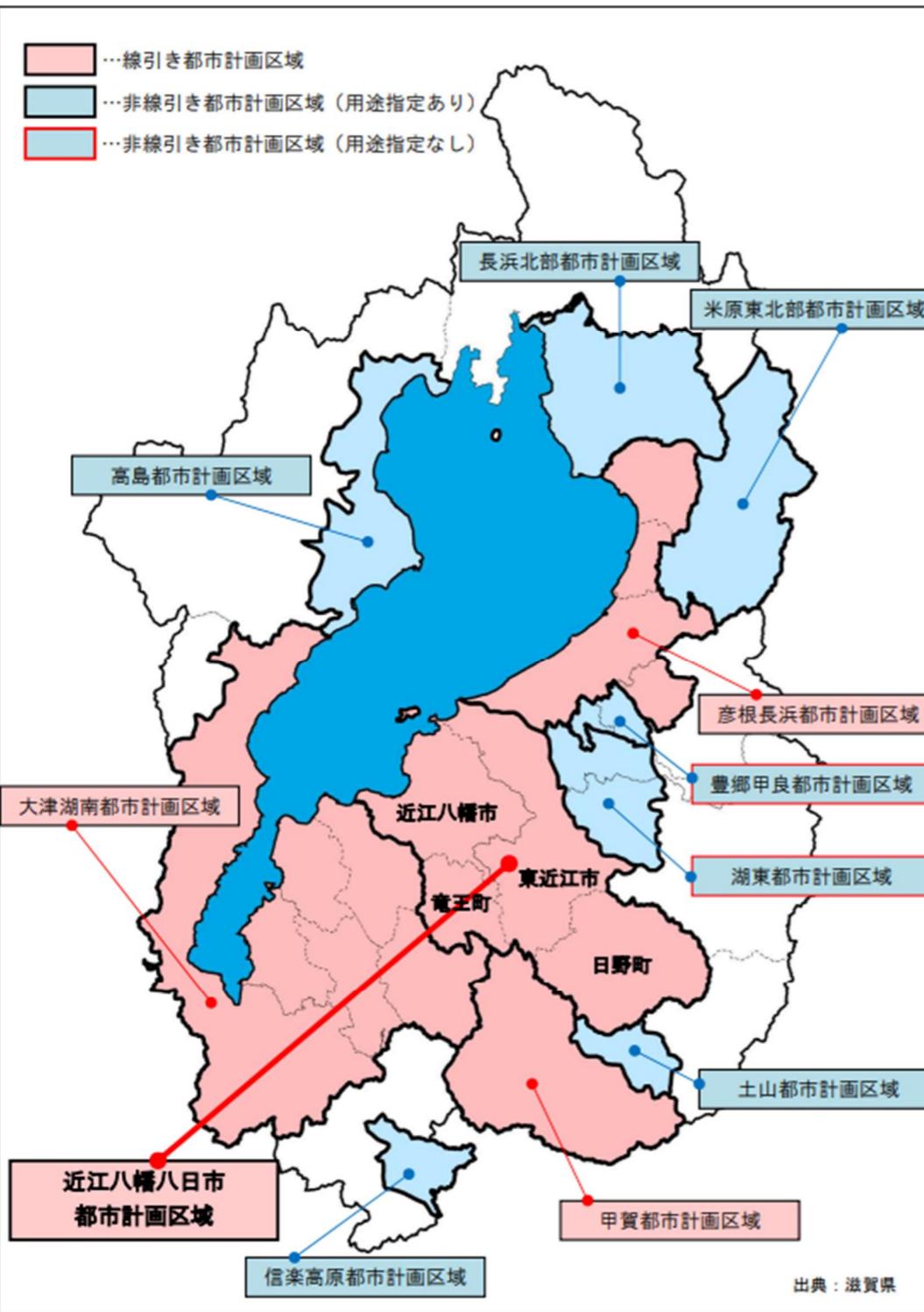


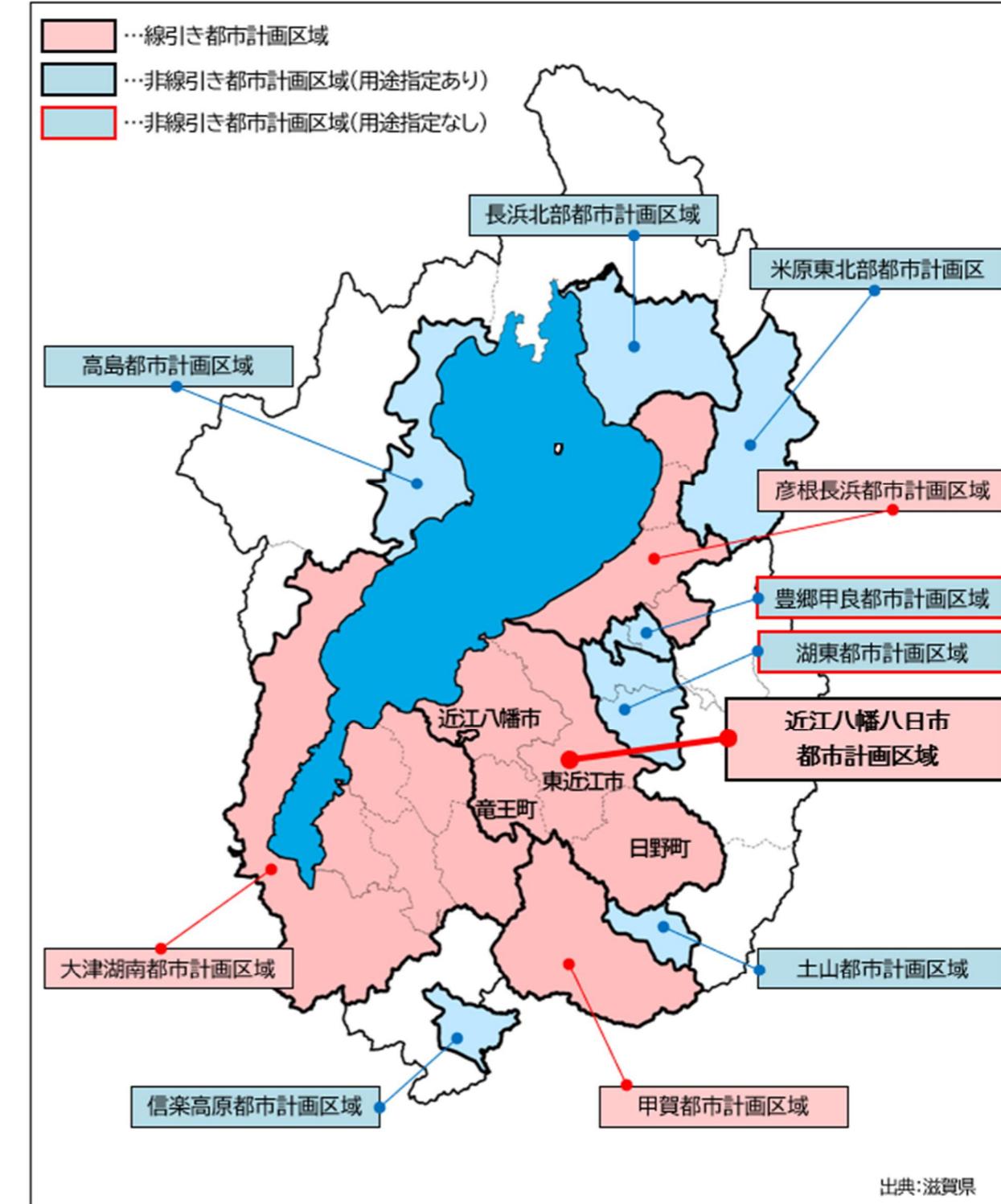
旧	新
<p style="text-align: center;">近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p style="text-align: center;">《 目 次 》</p> <p>1. 都市計画の目標 - 2 - 1－1 基本的事項 - 2 - 1－2 都市づくりの基本理念 - 5 - 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針 - 9 - 2－1 区域区分の決定の有無 - 9 - 2－2 区域区分の方針 - 9 - 3. 主要な都市計画の方針 - 11 - 3－1 土地利用に関する方針 - 11 - 3－2 都市施設の整備に関する方針 - 16 - 3－3 市街地整備に関する方針 - 24 - 3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針 - 25 - 3－5 都市景観形成と保全に関する方針 - 30 - 3－6 防災に関する方針 - 31 - 3－7 都市環境に関する方針 - 31 - 3－8 福祉のまちづくりに関する方針 - 32 -</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 31 年（2019 年）3 月</u></p> <p style="text-align: center;">滋賀県</p>	<p style="text-align: center;">近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p style="text-align: center;">(案)</p> <p style="text-align: center;">《 目 次 》</p> <p>1. 都市計画の目標 - 2 - 1－1 基本的事項 - 2 - 1－2 都市づくりの基本理念 - 5 - 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針 - 9 - 2－1 区域区分の決定の有無 - 9 - 2－2 区域区分の方針 - 9 - 3. 主要な都市計画の方針 - 11 - 3－1 土地利用に関する方針 - 11 - 3－2 都市施設の整備に関する方針 - 16 - 3－3 市街地整備に関する方針 - 24 - 3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針 - 25 - 3－5 都市景観形成と保全に関する方針 - 30 - 3－6 防災に関する方針 - 31 - 3－7 都市環境に関する方針 - 31 - 3－8 福祉のまちづくりに関する方針 - 32 -</p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇年(〇年)〇月</u></p> <p style="text-align: center;">滋賀県</p>

旧	新																																																
<p>近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定）</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。</p> <p>1. 都市計画の目標</p> <p>1－1 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p>本方針の策定に当たり、平成22年（2010年）を基準年次として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね15年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より15年後の平成37年（2025年）の将来予測を行った上で定め、また、具体的な事業についてはおおむね平成37年（2025年）までに整備するもの目標とする。</p> <p>(2) 都市計画区域の範囲および規模</p> <p>本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">市町名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">範囲</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">近江八幡八日市 都市計画区域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">近江八幡市</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の琵琶湖を除く全域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 10,142 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">東近江市</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の琵琶湖を除く一部</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 13,467 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">日野町</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の全域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 11,760 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">竜王町</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の全域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 4,455 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">合計</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 39,824 ha</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本方針の実現にあたっては、住民、企業、行政等の協働により進めていくものとする。 ・都市計画区域の変更を行う場合など必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。 <p>(4) 決定・変更年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初決定 平成 16 年（2004 年）4 月 30 日 ・変更 平成 16 年（2004 年）12 月 27 日 ・変更 平成 23 年（2011 年）5 月 11 日 ・変更 平成 31 年（2019 年）3 月 29 日 	区分	市町名	範囲	面積	近江八幡八日市 都市計画区域	近江八幡市	行政区域の琵琶湖を除く全域	約 10,142 ha		東近江市	行政区域の琵琶湖を除く一部	約 13,467 ha		日野町	行政区域の全域	約 11,760 ha		竜王町	行政区域の全域	約 4,455 ha			合計	約 39,824 ha	<p>近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定）</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。</p> <p>1. 都市計画の目標</p> <p>1－1 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p>本方針の策定に当たり、令和 2 年（2020 年）を基準年として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね 15 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より 15 年後の令和 17 年（2035 年）の将来予測を行った上で定め、また、具体的な事業についてはおおむね 10 年以内に整備するものを目標とする。</p> <p>(2) 都市計画区域の範囲および規模</p> <p>本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">市町名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">範囲</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">近江八幡八日市 都市計画区域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">近江八幡市</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の琵琶湖を除く全域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 10,142 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">東近江市</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の琵琶湖を除く一部</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 13,467 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">日野町</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の全域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 11,760 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">竜王町</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">行政区域の全域</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 4,455 ha</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">合計</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">約 39,824 ha</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本方針の実現にあたっては、住民、企業、行政等の協働により進めていくものとする。 ・都市計画区域の変更を行う場合など必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。 <p>(4) 決定・変更年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初決定 平成 16 年（2004 年）4 月 30 日 ・変更 平成 16 年（2004 年）12 月 27 日 ・変更 平成 23 年（2011 年）5 月 11 日 ・変更 平成 31 年（2019 年）3 月 29 日 ・変更 令和 ● 年（● 年）● 月 ● 日 	区分	市町名	範囲	面積	近江八幡八日市 都市計画区域	近江八幡市	行政区域の琵琶湖を除く全域	約 10,142 ha		東近江市	行政区域の琵琶湖を除く一部	約 13,467 ha		日野町	行政区域の全域	約 11,760 ha		竜王町	行政区域の全域	約 4,455 ha			合計	約 39,824 ha
区分	市町名	範囲	面積																																														
近江八幡八日市 都市計画区域	近江八幡市	行政区域の琵琶湖を除く全域	約 10,142 ha																																														
	東近江市	行政区域の琵琶湖を除く一部	約 13,467 ha																																														
	日野町	行政区域の全域	約 11,760 ha																																														
	竜王町	行政区域の全域	約 4,455 ha																																														
		合計	約 39,824 ha																																														
区分	市町名	範囲	面積																																														
近江八幡八日市 都市計画区域	近江八幡市	行政区域の琵琶湖を除く全域	約 10,142 ha																																														
	東近江市	行政区域の琵琶湖を除く一部	約 13,467 ha																																														
	日野町	行政区域の全域	約 11,760 ha																																														
	竜王町	行政区域の全域	約 4,455 ha																																														
		合計	約 39,824 ha																																														

旧

(参考1) 本区域の位置 及び範囲

新

(参考1) 本区域の位置 および範囲

旧

(参考2) 本区域の人口動向

- 都市計画区域内人口は平成17年（2005年）をピーク（212,826人）に緩やかに減少する傾向にあり、本県の基礎調査の結果（国際社会保障・人口問題研究所の将来推計値等を参考）によると、平成37年（2025年）には202,941人と推測され、ピーク時から約5%減少する。
- 特に市街化調整区域においては、平成37年（2025年）には97,736人と平成7年（1995年）のピーク時（115,899人）から19%減少する予測である。
- 高齢化率は平成7年（1995年）から増加傾向にあり、本区域の人口に占める老人人口の割合は、平成22年（2010年）の21.0%から平成37年（2025年）には27%に増加する予測である。

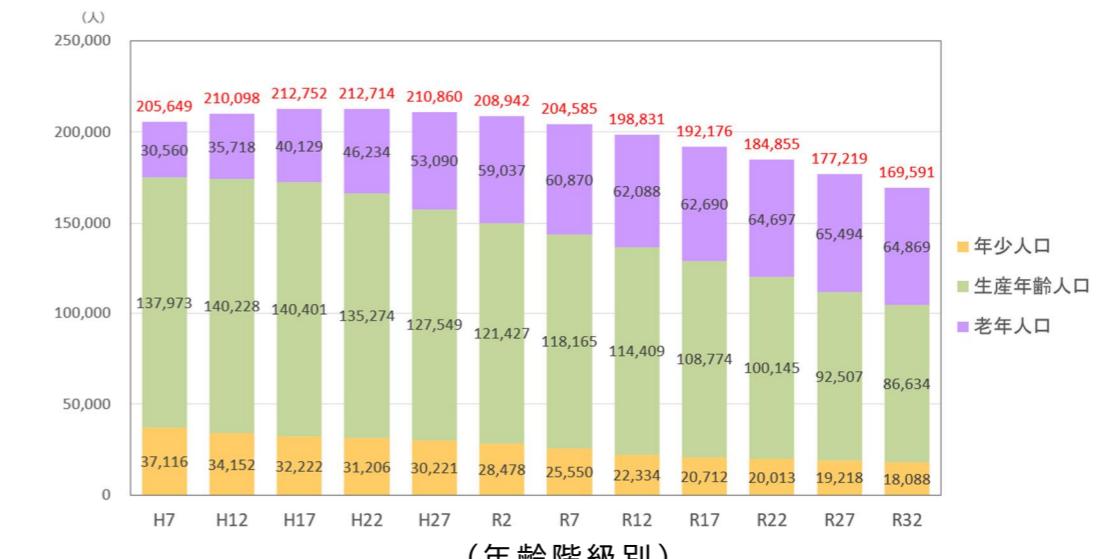
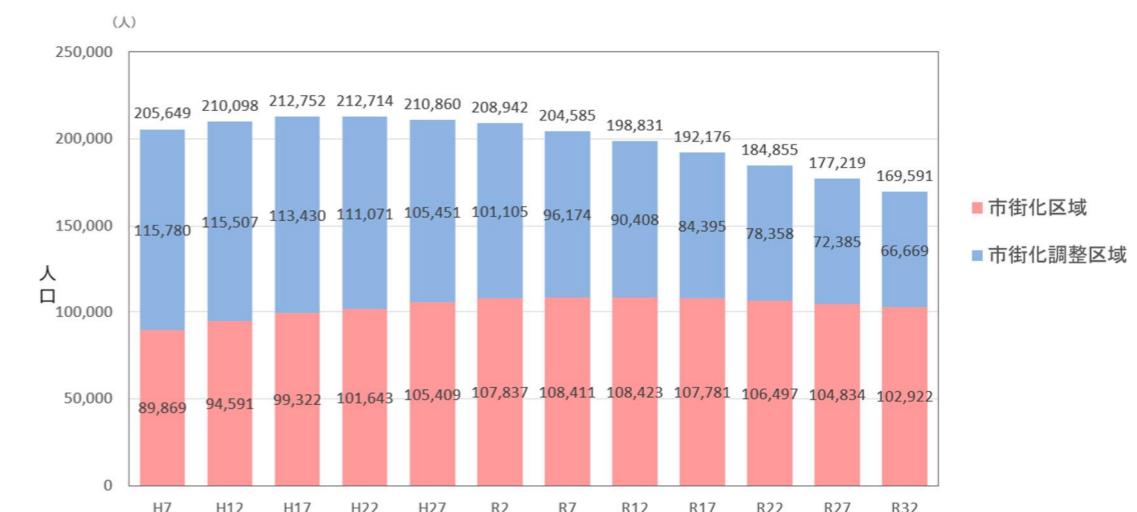


出典：滋賀県（基礎調査）

新

(参考2) 本区域の人口動向

- 都市計画区域内人口は平成17年（2005年）をピーク（212,752人）に緩やかに減少する傾向にあり、本県の基礎調査の結果（国際社会保障・人口問題研究所の将来推計値等を参考）によると、令和17年（2035年）には192,176人と推測され、ピーク時から約10%減少する。
- 特に市街化調整区域においては、令和17年（2035年）には84,395人と平成7年（1995年）のピーク時（115,780人）から約27%減少する予測である。
- 高齢化率は平成7年（1995年）から増加傾向にあり、本区域の人口に占める老人人口の割合は、令和2年（2020年）の28.3%から令和17年（2035年）には32.6%に増加する予測である。



出典：滋賀県（都市計画基礎調査）

旧	新
1－2 都市づくりの基本理念 <p>(1) 区域の現況</p> <p>本区域は、滋賀県の中央部に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の2市2町で構成されている。</p> <p>本区域は、北西に琵琶湖や西の湖などの水域を有し、南東には綿向山を始めとする鈴鹿山系の山々をひかえ、区域を南東から北西方向に、一級河川日野川、愛知川等が流れている。その流域には広大な農地が広がり、繖山や雪野山などの独立峰が点在する独特的の景観を有するなど、豊かな自然環境に包まれている。また、市街地には趣あるまち並みなど個性ある歴史・文化環境を有しており、安土桃山時代の中心地として、近江商人の発祥の地としても広く全国に知られている。</p> <p>また、京阪神圏および中京圏の中間にあって国土幹線軸上重要な位置を占め、名神高速道路八日市インターチェンジ、竜王インターチェンジおよび蒲生スマートインターチェンジ、一般国道8号、307号、421号および477号、JR東海道本線、近江鉄道等の広域交通基盤等が整備されており、交通の要衝としての役割も果たしている。<u>その上、平成23年（2011年）には一般国道421号石榑峠道路の開通により広域交通基盤が益々充実してきている。</u></p> <p>更に本区域は、インフラが整備された開発可能地と良質な水源等を有することから内陸型工業（団地）が発展し、東近江地方拠点都市地域にも指定され、京阪神圏への通勤圏ともなっている。</p> <p>(2) 区域の課題</p> <p>このような地域特性を持つ本区域において以下の課題がある。</p> <p>①都市機能が充実した中心核の形成</p> <p>本区域では、近江八幡市と東近江市（旧八日市地域）の2つの中心市街地とその他の市街地が点在した都市構造となっているが、都市的サービス機能の集積は2つの中心市街地にみられる。しかし近年、住民ニーズの多様化などにより、必ずしも十分な都市的サービスが集積しているとは言えない面もあり、人々が利用しやすい、都市的サービスの充実した中心核の形成が必要である。</p> <p>②たくましい経済の基礎となる産業の育成</p> <p>本区域には既に相当の工業・流通等の産業機能の集積がみられるが、生産拠点の海外移転の流れや現在の厳しい経済状況に負けないたくましい経済を確立するため、既存産業の構造改革や、産業の誘致が必要である。</p> <p>③全ての世代が満足できる良好な居住環境の創出</p> <p>本区域は、人口減少および少子・高齢化（平成22年（2010年）における4市町平均<u>21.7%</u>）が進行するものと見込まれるため、計画的な市街地整備により、豊かな自然環境をはじめとする多くの魅力を維持・充実させ、子どもから高齢者まで全ての世代が満</p>	1－2 都市づくりの基本理念 <p>(1) 区域の現況</p> <p>本区域は、滋賀県の中央部に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の2市2町で構成されている。</p> <p>本区域は、北西に琵琶湖や西の湖などの水域を有し、南東には綿向山を始めとする鈴鹿山系の山々をひかえ、区域を南東から北西方向に、一級河川日野川、愛知川等が流れている。その流域には広大な農地が広がり、繖山や雪野山などの独立峰が点在する独特的の景観を有するなど、豊かな自然環境に包まれている。また、市街地には趣あるまち並みなど個性ある歴史・文化環境を有しており、安土桃山時代の中心地として、近江商人の発祥の地としても広く全国に知られている。</p> <p>また、京阪神圏および中京圏の中間にあって国土幹線軸上重要な位置を占め、名神高速道路八日市インターチェンジ、竜王インターチェンジおよび蒲生スマートインターチェンジ、一般国道8号、307号、421号および477号、JR東海道本線、近江鉄道線等の広域交通基盤等が整備されており、交通の要衝としての役割も果たしている。<u>一方で、近年では、JR東海道本線ではダイヤの減便が生じ、近江鉄道線は公有民営方式に移行するなど、鉄道ネットワークの維持に課題が生じている。</u></p> <p><u>さらに</u>本区域は、インフラが整備された開発可能地と良質な水源等を有することから内陸型工業（団地）が発展し、東近江地方拠点都市地域にも指定され、京阪神圏への通勤圏ともなっている。</p> <p>(2) 区域の課題</p> <p>このような地域特性を持つ本区域において以下の課題がある。</p> <p>①都市機能が充実した中心核の形成</p> <p>本区域では、近江八幡市と東近江市（旧八日市地域）の2つの中心市街地とその他の市街地が点在した都市構造となっているが、都市的サービス機能の集積は2つの中心市街地にみられる。しかし近年、住民ニーズの多様化などにより、必ずしも十分な都市的サービスが集積しているとは言えない面もあり、人々が利用しやすい、都市的サービスの充実した中心核の形成が必要である。</p> <p>②たくましい経済の基礎となる産業の育成</p> <p>本区域には既に相当の工業・流通等の産業機能の集積がみられるが、生産拠点の海外移転の流れや現在の厳しい経済状況に負けないたくましい経済を確立するため、既存産業の構造改革や、産業の誘致が必要である。</p> <p>③全ての世代が満足できる良好な居住環境の創出</p> <p>本区域は、人口減少および少子・高齢化（令和2年（2020年）における4市町平均<u>28.3%</u>）が進行するものと見込まれるため、計画的な市街地整備により、豊かな自然環境をはじめとする多くの魅力を維持・充実させ、子どもから高齢者まで全ての世代が満</p>

旧	新
足できる、定住性の高い、安全で快適な居住環境を創出することが必要である。	足できる、定住性の高い、安全で快適な居住環境を創出することが必要である。
④自然・歴史・文化資源を活用した都市的魅力の強化 本区域は、生物の多様性に富む、歴史ある琵琶湖を有し、その水源をかん養する鈴鹿山系の山林等の裾野に広がる恵まれた自然環境を持つ区域である。また、万葉集に歌われた蒲生野、近江八幡や五個荘、日野等の歴史的まち並みや安土城跡などの歴史・文化資源にも恵まれており、加えて地域の資産である古民家等の歴史的建築物を活用しようとする動きが活発になってきている。この豊かな自然、歴史・文化資源を継承し、本区域の魅力を高め、他地域との交流を促進するような都市環境整備が望まれる。	④自然・歴史・文化資源を活用した都市的魅力の強化 本区域は、生物の多様性に富む、歴史ある琵琶湖を有し、その水源をかん養する鈴鹿山系の山林等の裾野に広がる恵まれた自然環境を持つ区域である。また、万葉集に歌われた蒲生野、近江八幡や五個荘、日野等の歴史的まち並みや安土城跡などの歴史・文化資源にも恵まれており、加えて地域の資産である古民家等の歴史的建築物を活用しようとする動きが活発になってきている。この豊かな自然、歴史・文化資源を継承し、本区域の魅力を高め、他地域との交流を促進するような都市環境整備が望まれる。
⑤利便性と区域の一体性を強める地域交通体系の整備 本区域では、JR東海道本線や名神高速道路 <u>をはじめ</u> 、一般国道8号等の広域交通ネットワークが充実している。一方で、これらの広域 <u>道路へのアクセス道路や</u> 区域内に分布する個性ある市街地を連絡する道路などの地域交通体系が不十分な状況となっている。 そのため、利便性を向上させるとともに、区域の一体性を高める地域交通の体系整備が求められている。	⑤利便性と区域の一体性を強める地域交通体系の整備 本区域では、JR東海道本線や <u>近江鉄道線</u> 、名神高速道路、一般国道8号等の広域交通ネットワークが充実している。一方で、これらの広域 <u>交通ネットワークに接続する、あるいは</u> 区域内に分布する個性ある市街地を連絡する <u>公共交通や</u> 道路などの地域交通体系が不十分な状況となっている。 <u>また、鉄道やバスについては、利用者減少等による採算悪化や運転士不足などを背景として減便や廃線が生じ、利便性の低下が見られる場合もある。</u> そのため、 <u>多様な交通モードとの連携を含め、公共交通全体として利便性を維持・向上させるとともに、区域の一体性を高める地域交通の体系整備が求められている。</u>
⑥安全・安心な都市・地域の形成 本区域は、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や南海トラフ地震の被害も心配され、県内の全ての市町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることや、過去に地表で活断層が認められない地点において地震が発生したことがあったことから、これらの震災への備えが必要である。 また、本区域は、琵琶湖に接するとともに、愛知川、日野川を有することから、近年頻発する集中豪雨等による洪水に対する備えが必要である。 <u>更に</u> 、鈴鹿山系内をはじめとする地すべりや土石流、がけ崩れなどの危険区域が分布しており、これらへの対応も必要である。 安全・安心に暮らせる都市づくり実現のためこれら災害への対応が必要である。	⑥安全・安心な都市・地域の形成 本区域は、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や南海トラフ地震の被害も心配され、県内の全ての市町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることや、過去に地表で活断層が認められない地点において地震が発生したことがあったことから、これらの震災への備えが必要である。 また、本区域は、琵琶湖に接するとともに、愛知川、日野川を有することから、近年頻発する集中豪雨等による洪水に対する備えが必要である。 <u>さらに</u> 、鈴鹿山系内をはじめとする地すべりや土石流、がけ崩れなどの危険区域が分布しており、これらへの対応も必要である。 安全・安心に暮らせる都市づくり実現のためこれら災害への対応が必要である。

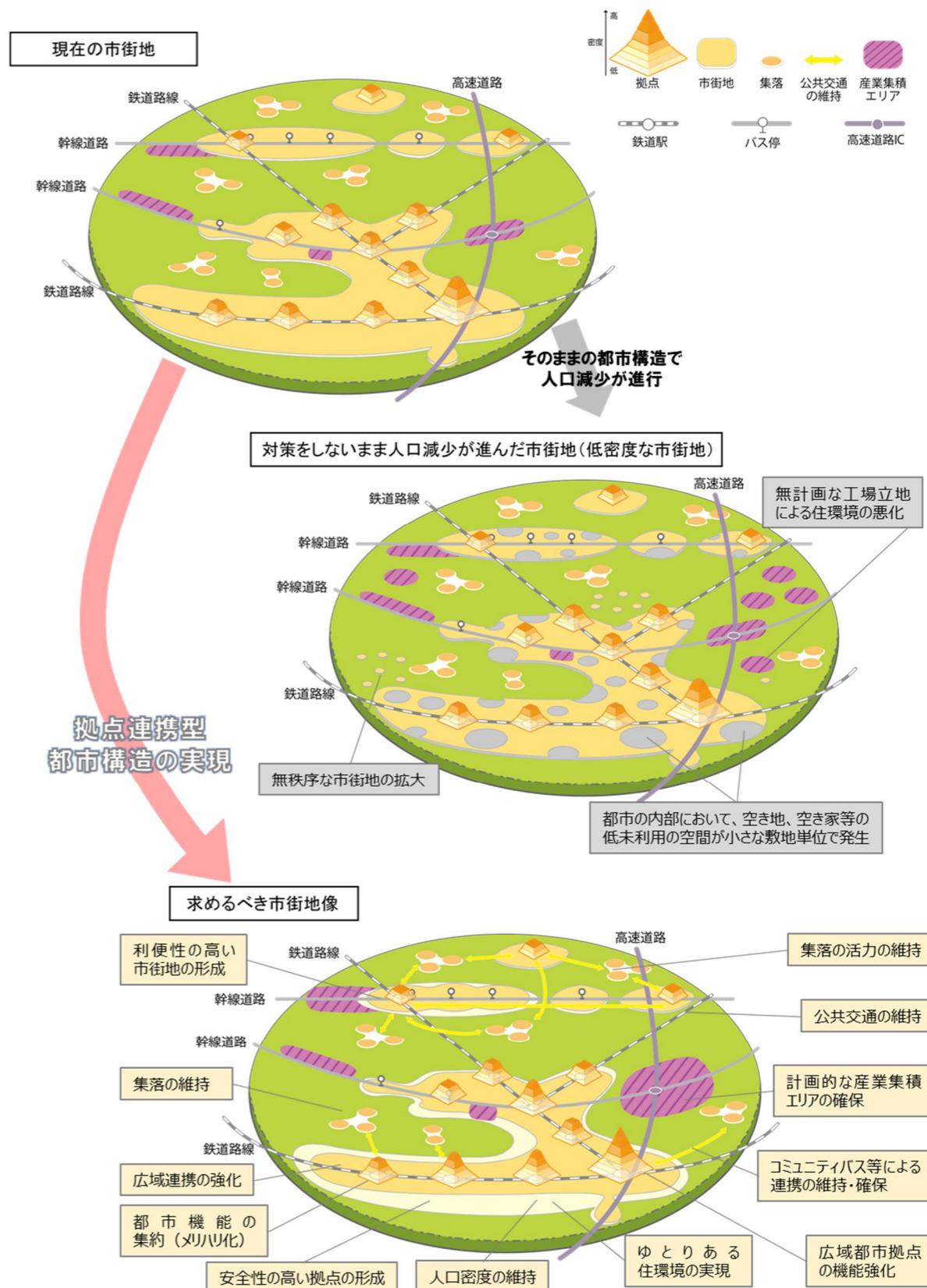
旧	新
<p>(3) 基本理念</p> <p><u>このような</u>本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</p> <p>◆都市機能の集約化を取り入れたまちづくり</p> <p>本区域は、多様で高度な都市機能集積のある中心市街地や、自然や田園に包まれた郊外部など、区域内の都市毎に個性を有している。これらの都市毎の個性ある魅力を強化するため、それぞれの都市機能の強化・集約化を図るとともに、これから的人口減少・少子高齢化社会に対応できるよう、公共交通を軸とした誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。あわせて今後の都市計画の在り方は、環境負荷の増大、インフラ投資の効率の低下や都市の運営コストの増大等を回避する観点から、これまでの都市の拡大成長を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現していくこととし、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略（平成27年（2015年）10月策定）」に基づき、過度な自動車利用を抑えた低炭素社会を実現させるため、居住の適切な誘導および人口減少社会の課題である持続可能な都市運営の確保に向け連携した公共交通の施策（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）の考え方を取り入れたまちづくりを目指す。</p>	<p>(3) 基本理念</p> <p><u>本県では安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね20年後を見据えた都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」を令和4年3月に策定したところである。</u></p> <p><u>基本方針では、低密度な拡散型の都市構造から、既存ストックを活かす視点を重視し、持続可能で質の高い都市構造への転換を目指すこととしており、自然を活かしながら、住み、働き、憩うために必要となる様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」を示している。</u></p> <p><u>「拠点連携型都市構造」の実現により、拠点に都市機能や居住を誘導し、人口集積が高まることで、公共交通の利用者が増加し、公共交通の利用促進・利便性の向上が可能となる。これら都市計画と公共交通の連携した取組にて、好循環を生み出し、誰もが暮らしやすい安全・安心な活力ある県土の形成を目指す。</u></p> <p><u>これら基本的な方針や広域的な方向性および本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</u></p> <p>◆都市機能の集約化を取り入れたまちづくり</p> <p>本区域は、多様で高度な都市機能集積のある中心市街地や、自然や田園に包まれた郊外部など、区域内の都市毎に個性を有している。これらの都市毎の個性ある魅力を強化するため、それぞれの都市機能の強化・集約化を図るとともに、これからの人団減少・少子高齢化社会に対応できるよう、公共交通を軸とした誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。あわせて今後の都市計画の在り方は、環境負荷の増大、インフラ投資の効率の低下や都市の運営コストの増大等を回避する観点から、これまでの都市の拡大成長を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現していくこととし、滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」（平成31年3月策定）に基づき、誰もが暮らしやすいコンパクトで移動・交流しやすいまちづくりを推進するため、自然環境が持つ多様な機能も生かしながら、生活や産業を支える、災害などに強い強靭な社会インフラ整備・維持更新を着実に推進する。</p> <p>さらに、市街化整備にあたっては、地域の特性を活かした快適でゆとりある居住空間の創出を目指す。</p> <p>◆交通体系の一体的整備によるまちづくり</p> <p>地域の主要な拠点等が、鉄道、バス等の公共交通で有機的に結合され、通学、通勤、通院、買い物等の日々の生活や、観光客等の訪問者の移動について「自家用車を使わないという選択ができる」まちづくりを目指す。</p> <p>そのために、誰もが容易にかつ快適に利用できる鉄道、バスといった公共交通機関の安全安定運行と輸送サービスの利便性の維持・向上を図るとともに、多様な交通モードとの接続や交通結節点における利便性の向上にも配慮して、安全に安心して移動ができる歩道や道路を整備し、ゆとりと安心感が持てる交通体系の確立を図る。</p>
	7

旧	新
<p>◆ 中心核の形成による自立性の高いまちづくり</p> <p>近江八幡市および東近江市の中心市街地に、本区域の商業・業務機能が集積しているが、今後も交通・情報のネットワーク整備や中心市街地の快適性を高める基盤整備、積極的な企業の立地誘導を図ること等により、利用しやすい多様な機能の充実した中心核の形成を図り、点在した他の各市街地については、それぞれ機能分担を図りながら、都市圏として自立性の高いまちづくりを進める。</p>	<p>◆ 中心核の形成による自立性の高いまちづくり</p> <p>近江八幡市および東近江市の中心市街地に、本区域の商業・業務機能が集積しているが、今後も交通・情報のネットワーク整備や中心市街地の快適性を高める基盤整備、積極的な企業の立地誘導を図ること等により、利用しやすい多様な機能の充実した中心核の形成を図り、点在した他の各市街地については、それぞれ機能分担を図りながら、都市圏として自立性の高いまちづくりを進める。</p> <p><u>さらに、地域活力の向上・まちなかにぎわいを創出するため、官民のパブリック空間（道路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人を中心の空間へ転換し、民間投資と共に「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを進める。あわせて、自然環境（滋賀の風土）が持つ自律的回復力をはじめ、多岐にわたる機能を積極的に活用し、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるグリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく。</u></p>
<p>◆ 元気な産業を育むまちづくり</p> <p>本区域では、農業・商業・業務機能に加え、工業・流通機能等も相当集積しているが、今後も、活力ある農業の振興を図りつつ、交通・情報機能を高める整備や産官学連携等によるソフト施策の充実、既存産業の構造改革、新エネルギーや環境ビジネス、IT産業等の新しい時代に相応しい産業の誘致・育成を図ることにより、雇用の創出につながる産業が元気なまちづくりを進める。</p>	<p>◆ 元気な産業を育むまちづくり</p> <p>本区域では、農業・商業・業務機能に加え、工業・流通機能等も相当集積しているが、今後も、活力ある農業の振興を図りつつ、交通・情報機能を高める整備や産官学連携等によるソフト施策の充実、既存産業の構造改革、新エネルギーや環境ビジネス、IT産業等の新しい時代に相応しい産業の誘致・育成を図ることにより、雇用の創出につながる産業が元気なまちづくりを進める。</p>
<p>◆ 良好的な住環境を育むまちづくり</p> <p>人口や世帯数の維持・増進や少子・高齢化にも対応するため、適正な土地利用の誘導や計画的な市街地整備の促進を図るとともに、住民と行政との協働のもとに既存施設や低・未利用地、地域資源を有効利用するまちの再生やユニバーサルデザインによる生活施設の整備を図り、自然環境との調和に配慮しながら想定される大震災や洪水、がけ崩れ等の自然災害にも強い良好な住環境を育むまちづくりを進める。</p>	<p>◆ 良好的な住環境を育むまちづくり</p> <p>人口や世帯数の維持・増進や少子・高齢化にも対応するため、適正な土地利用の誘導や計画的な市街地整備の促進を図るとともに、住民と行政との協働のもとに既存施設や低・未利用地、地域資源を有効利用するまちの再生やユニバーサルデザインによる生活施設の整備を図り、自然環境との調和に配慮しながら想定される大震災や洪水、がけ崩れ等の自然災害にも強い良好な住環境を育むまちづくりを進める。</p>
<p>◆ 豊かな自然、歴史・文化と協調したまちづくり</p> <p>琵琶湖の雄大な水面や内湖、平地部の田園環境、鈴鹿山系の山々や八幡山・近江風土記の丘等の緑空間、近江八幡・五個荘・日野等の伝統的なまち並み景観、古民家等の歴史的建築物など本区域を特徴づける豊かな自然、歴史・文化資源を適切に保全するとともに、地域の活性化につながる仕組みづくりに活用するなど、本区域ならではの魅力のある都市環境を持つまちづくりを進める。</p>	<p>◆ 豊かな自然、歴史・文化と協調したまちづくり</p> <p>琵琶湖の雄大な水面や内湖、平地部の田園環境、鈴鹿山系の山々や八幡山・近江風土記の丘等の緑空間、近江八幡・五個荘・日野等の伝統的なまち並み景観、古民家等の歴史的建築物など本区域を特徴づける豊かな自然、歴史・文化資源を適切に保全するとともに、地域の活性化につながる仕組みづくりに活用するなど、本区域ならではの魅力のある都市環境を持つまちづくりを進める。</p>
<p>◆ 安全・安心なまちづくり</p> <p>今後想定される大震災や洪水、がけ崩れ等の自然災害に対し、「地域防災計画」に基づき、防災ネットワークの強化や避難誘導、地域の防災施設・防災体制の完備、災害を想定した各種対策の準備やハザードマップの周知による危険な市街地の形成防止など様々な面での安全・安心まちづくりを進める。</p>	<p>◆ 安全・安心なまちづくり</p> <p>今後想定される大震災や洪水、がけ崩れ等の自然災害に対し、「地域防災計画」に基づき、防災ネットワークの強化や避難誘導、地域の防災施設・防災体制の完備、災害を想定した各種対策の準備やハザードマップの周知による危険な市街地の形成防止など様々な面での安全・安心まちづくりを進める。</p>

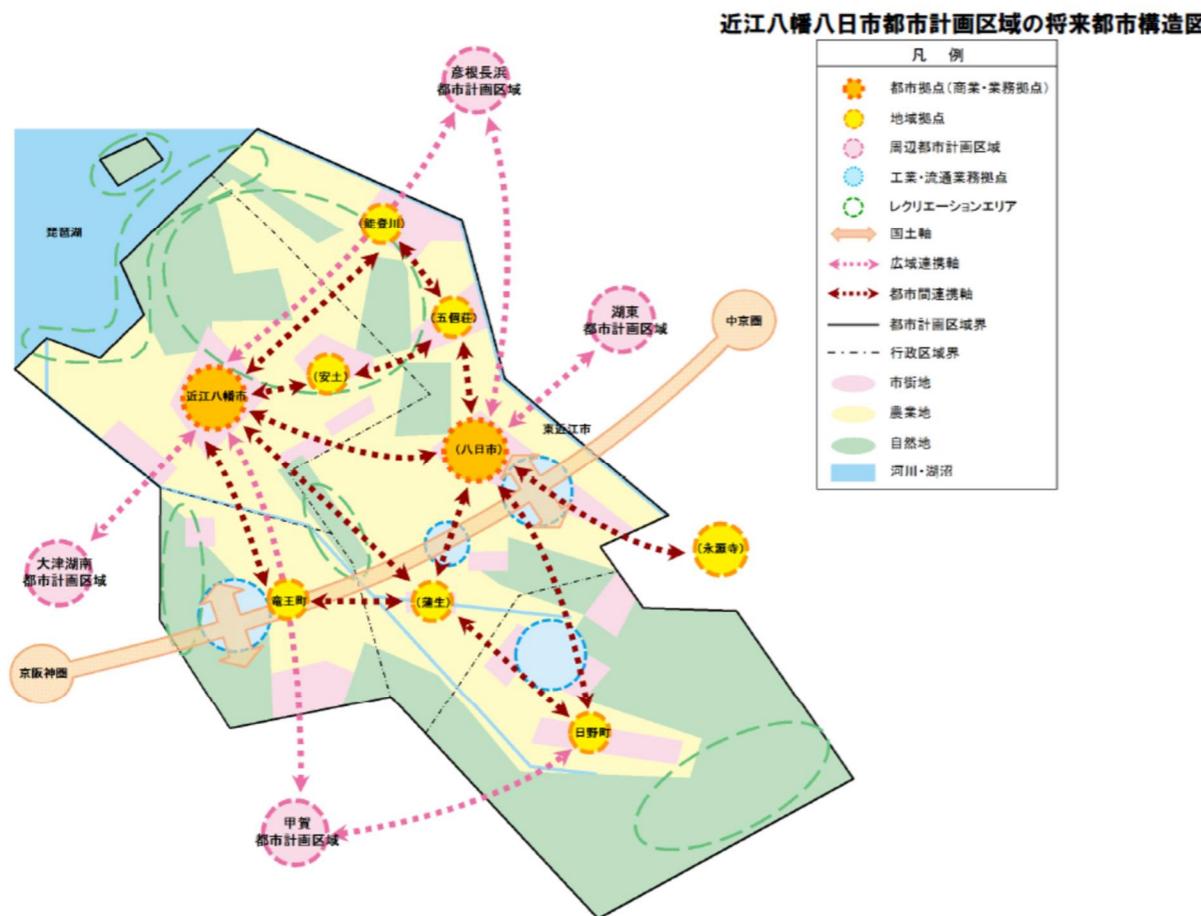
旧

新

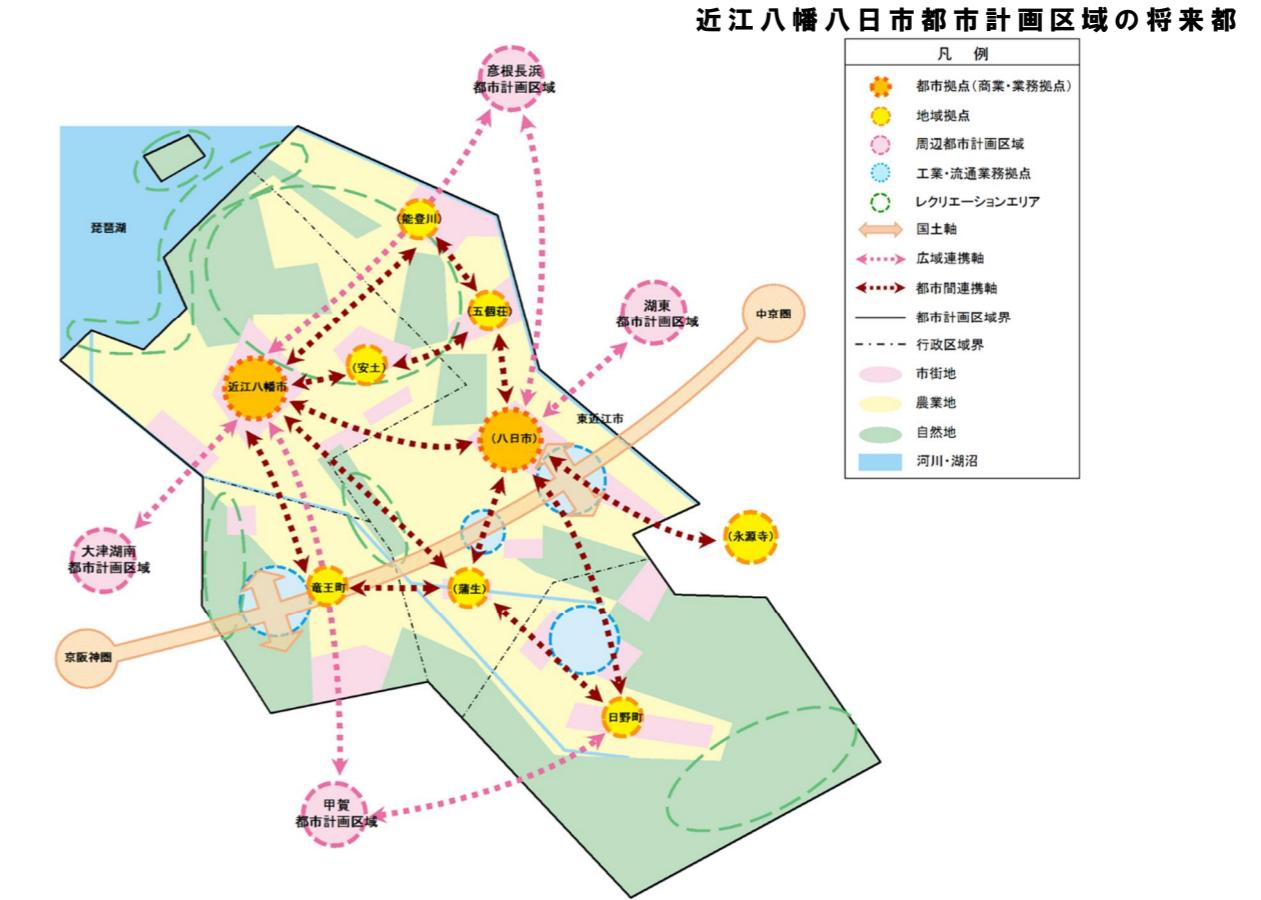
図 将来都市構造のイメージ



四



新



旧	新																								
<p>2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針</p> <p>2-1 区域区分の決定の有無</p> <p>本区域は、前述のとおり豊かな自然環境、歴史・文化資源を誇るだけでなく、内陸型工業地や京阪神の通勤圏として発展してきた区域であるが、昭和40年代前半から中盤にかけて無秩序な開発が各所で実施されたことなどにより、昭和48年（1973年）に市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定め、自然公園法（昭和32年法律第161号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）および森林法（昭和26年法律第249号）などと都市計画法による開発許可制度とが一体となって、無秩序な市街化の防止と良好な市街地の形成に一定の役割を果たしてきたところである。</p> <p>本区域は、今後も、建て替え・住み替えを含めた住宅需要が見込まれるとともに、広域交通の利便性が高く引き続き土地利用ポテンシャルが高い地域であることから商業、工業の進出も見込まれる。また、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の適正保全と活力ある都市圏創造の両立を図っていく必要がある。</p> <p>以上のことから、今後も農林漁業との健全な調和を図り、自然環境に配慮しつつ、土地利用の誘導と適正な制限のもとに都市の健全な発展と秩序ある計画的なまちづくりを進める必要があるため、引き続き区域区分を定める。</p> <p>なお、本圏域の1／3の面積を有する東近江市は、市町合併により、湖東都市計画区域および都市計画区域外を含む形となり、3つの性格の異なる区域の複合体となっている。一体的な都市の枠組みや今後の有効な土地利用規制・誘導などを検証し、<u>都市計画区域の再編に取り組む必要がある。</u></p> <p>2-2 区域区分の方針</p> <p>(1) 目標年次の人口</p> <p>本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。</p> <p>【おおむねの人口】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年 次</th> <th>平成22年（2010年） (基準年)</th> <th>平成37年（2025年） (15年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td></td> <td>212.8千人</td> <td>おおむね 202.9千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td></td> <td>101.7千人</td> <td>おおむね 105.2千人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年 次	平成22年（2010年） (基準年)	平成37年（2025年） (15年後)	都市計画区域内人口		212.8千人	おおむね 202.9千人	市街化区域内人口		101.7千人	おおむね 105.2千人	<p>2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針</p> <p>2-1 区域区分の決定の有無</p> <p>本区域は、前述のとおり豊かな自然環境、歴史・文化資源を誇るだけでなく、内陸型工業地や京阪神の通勤圏として発展してきた区域であるが、昭和40年代前半から中盤にかけて無秩序な開発が各所で実施されたことなどにより、昭和48年（1973年）に市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定め、自然公園法（昭和32年法律第161号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）および森林法（昭和26年法律第249号）などと都市計画法による開発許可制度とが一体となって、無秩序な市街化の防止と良好な市街地の形成に一定の役割を果たしてきたところである。</p> <p>本区域は、今後も、建て替え・住み替えを含めた住宅需要が見込まれるとともに、広域交通の利便性が高く引き続き土地利用ポテンシャルが高い地域であることから商業、工業の進出も見込まれる。また、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の適正保全と活力ある都市圏創造の両立を図っていく必要がある。</p> <p>以上のことから、今後も農林漁業との健全な調和を図り、自然環境の重要性を考慮しつつ、土地利用の誘導と適正な制限のもとに都市の健全な発展と秩序ある計画的なまちづくりを進める必要があるため、引き続き区域区分を定める。</p> <p>なお、本圏域の1／3の面積を有する東近江市は、市町合併により、湖東都市計画区域および都市計画区域外を含む形となり、3つの性格の異なる区域の複合体となっている。<u>そのため、都市計画区域の再編も踏まえつつ、</u>一体的な都市の枠組みや今後の有効な土地利用規制・誘導などを検討する。</p> <p>2-2 区域区分の方針</p> <p>(1) 目標年次の人口</p> <p>本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。</p> <p>【おおむねの人口】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年次 区分</th> <th>令和2年（2020年） (基準年)</th> <th>令和17年（2035年） (15年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td></td> <td>208.9千人</td> <td>おおむね 192.2千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td></td> <td>107.8千人</td> <td>おおむね 107.8千人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年次 区分	令和2年（2020年） (基準年)	令和17年（2035年） (15年後)	都市計画区域内人口		208.9千人	おおむね 192.2千人	市街化区域内人口		107.8千人	おおむね 107.8千人
区分	年 次	平成22年（2010年） (基準年)	平成37年（2025年） (15年後)																						
都市計画区域内人口		212.8千人	おおむね 202.9千人																						
市街化区域内人口		101.7千人	おおむね 105.2千人																						
区分	年次 区分	令和2年（2020年） (基準年)	令和17年（2035年） (15年後)																						
都市計画区域内人口		208.9千人	おおむね 192.2千人																						
市街化区域内人口		107.8千人	おおむね 107.8千人																						

旧			新		
(2)目標年次の産業規模			(2)目標年次の産業規模		
本区域の将来におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定する。			本区域の将来におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定する。		
【おおむねの産業規模】			【おおむねの産業規模】		
区分	年次	平成22年(2010年) (基準年)	平成37年(2025年) (15年後)	区分	年次
生産規模	工業出荷額	16,045億円	おおむね 17,017億円	生産規模	工業出荷額
	商品販売額	3,822億円	おおむね 4,143億円		商品販売額
就業構造	第1次産業	5.1千人(4.4%)	4.8千人(4.9%)	就業構造	第1次産業
	第2次産業	44.2千人(38.4%)	30.5千人(31.5%)		第2次産業
	第3次産業	60.5千人(52.6%)	57.1千人(59.0%)		第3次産業
※ 工業出荷額は平成22年(2010年)価格、商品販売額は平成19年(2007年)価格。			※ 工業出荷額は令和2年(2020年)価格、商品販売額は令和3年(2021年)価格。		
※ 割合は分類不能の産業従事者を含まないため、合計が100%にならない。			※ 割合は分類不能の産業従事者を含まないため、合計が100%にならない。		
(3)目標年次における市街化区域の規模			(3)目標年次における市街化区域の規模		
本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況および動向を勘案し、既に市街化している区域および当該区域に隣接し、おおむね平成37年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。			本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況および動向を勘案し、既に市街化している区域および当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。		
【市街化区域の規模】			【市街化区域の規模】		
区分	年次	平成22年(2010年) (基準年)	平成37年(2025年) (15年後)	区分	年次
市街化区域面積		3,469ha	おおむね 3,558ha	市街化区域面積	令和2年(2020年) (基準年)
※ 市街化区域面積は、特定保留区域に対応する面積(21ha)を含まない。			※ 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。		

旧	新
3. 主要な都市計画の方針 基本理念に示した6点の実現化に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。	3. 主要な都市計画の方針 基本理念に示した6点の実現化に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。
3-1 土地利用に関する方針 保全する区域と開発する区域とを明確に区分し、土地利用を図るものとする。	3-1 土地利用に関する方針 保全する区域と開発する区域とを明確に区分し、土地利用を図るものとする。
(1) 主要用途の配置の方針 商業地では活気と繁栄やアクセスの良さ、工業地では効率性、住宅地では静けさや安らぎと利便性が重視されるなど、それぞれの土地利用は果たすべき役割や求められる機能が異なる。 用途の配置については、都市機能の集約を進めるとともに、その機能を維持増進し居住環境の保護などを図るため、以下に示す主要用途の配置の方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタートップラン）等に基づき、商業地、工業地、住宅地などの適正な確保と配置・誘導を図る。	(1) 主要用途の配置の方針 商業地では活気と繁栄やアクセスの良さ、工業地では効率性、住宅地では静けさや安らぎと利便性が重視されるなど、それぞれの土地利用は果たすべき役割や求められる機能が異なる。 <u>主要用途の配置・誘導を図るに当たっては、それが鉄道、バス等の公共交通で有機的に結合され、通勤・通学、通院、買い物等の日々の生活や、観光客等の訪問者の移動について「自家用車を使えない人・使えない時でも移動ができる」、「自家用車を使わないと選択ができる」ことを目指す。</u> 用途の配置については、 <u>鉄道駅周辺などの拠点に</u> 都市機能の集約を進めるとともに、その機能を維持増進し居住環境の保護などを図るため、以下に示す主要用途の配置の方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタートップラン）等に基づき、商業地、工業地、住宅地などの適正な確保と配置・誘導を図る。
①業務地 近江八幡市桜宮町、出町および土田町では、市役所や税務署、警察署があり、東近江市八日市緑町では、土地区画整理事業による市街地整備の実施により、現在、警察署、法務局、簡易裁判所、労働基準監督署、市役所および県地方行政機関など既に多数の行政機関、その他業務機能の集積が見られる。業務地は、今後とも施設の維持改善を行いながらその環境整備を行う。	①業務地 近江八幡市桜宮町、出町および土田町では、市役所や税務署、警察署があり、東近江市八日市緑町では、土地区画整理事業による市街地整備の実施により、現在、警察署、法務局、簡易裁判所、労働基準監督署、市役所および県地方行政機関など既に多数の行政機関、その他業務機能の集積が見られる。業務地は、今後とも施設の維持改善を行いながらその環境整備を行う。
②商業地 a) 中心商業地 近江八幡市と東近江市の中心市街地は業務機能とあわせて、JR近江八幡駅周辺および近江鉄道八日市駅周辺に本区域の核をなす商業地を形成している。今後ともさらに魅力を高めるとともに、多様な住民ニーズに対応した都市サービス機能の高度化を行い、本区域の中心的商業地として配置し機能強化に努める。	②商業地 a) 中心商業地 近江八幡市と東近江市の中心市街地は業務機能とあわせて、JR近江八幡駅周辺および近江鉄道八日市駅周辺に本区域の核をなす商業地を形成している。今後ともさらに魅力を高めるとともに、多様な住民ニーズに対応した都市サービス機能の高度化を行い、本区域の中心的商業地として配置し機能強化に努める。
b) 一般商業地 近江八幡市と東近江市の2つの中心市街地を核として、この補完的役割を果たす一般商業地を中心市街地周辺、JR篠原駅周辺、JR安土駅周辺、JR能登川駅周辺、東近江市蒲生支所周辺、五個荘地域の一般国道8号沿い、名神高速道路八日市インターチェンジ周辺、日野町既成市街地およびその周辺、竜王町の名神高速道路竜王インターチェンジ周辺ならびに主要幹線道路沿道に配置する。	b) 一般商業地 <u>近江八幡市と東近江市の2つの中心市街地を核として、拠点形成の観点に配慮しつつ、補完的役割を果たす一般商業地を中心市街地周辺、JR篠原駅周辺、JR安土駅周辺、JR能登川駅周辺、東近江市蒲生支所周辺、五個荘地域の一般国道8号沿い、名神高速道路八日市インターチェンジ周辺、日野町既成市街地およびその周辺、竜王町役場周辺、名神高速道路竜王インターチェンジ周辺ならびに主要幹線道路沿道に配置する。</u>

旧	新
<p>③工業地</p> <p>本区域は、内陸型工業地として県下でも重要な位置を占めており、まちの活力を牽引するよう健全な工業地の配置に努める。</p> <p>a) 既存工業地</p> <p>近江八幡市の長福寺、安土町西老蘇、東近江市の蛇溝、柴原南、川合、東沖野、妙法寺、林田、五個荘小幡、種、神郷、今、日野町の大谷、北脇、中在寺、竜王町の山之上、岡屋、鏡等の既存工業地については、今後とも工業地として配置するとともに、環境対策などを充実させることにより、快適で安全な工業地の形成を図る。</p> <p>また、一般国道8号等の沿道サービス機能の集積する地区については、沿道機能の利用増進と居住環境の保護を図るため、軽工業地としての配置を行う。</p> <p>なお、東近江市の五個荘小幡地区、五個荘川並地区については、居住地と工業地との適正な用途配置に配慮しつつ、計画的な市街地整備を進める。</p> <p>b) 新規に開発すべき工業地</p> <p>本区域は、広域交通、水資源、開発可能な丘陵地など工業立地に適した条件下にあり、今後も本県における重要な工業地としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p>このため、東近江市の蛇溝、柴原南、五個荘小幡、竜王町の岡屋、日野町の松尾、鳥居平に工業系用途を配置し、計画的な工場誘致を図ると共に、日野町の蓮花寺、中在寺等の市街化区域内の工業系空閑地は、既存の工業地域と調整を図りつつ工業地としての需要等を勘案しながら、引き続き工業地として配置する。</p>	<p>③工業地</p> <p>本区域は、内陸型工業地として県下でも重要な位置を占めており、まちの活力を牽引するよう健全な工業地の配置に努める。</p> <p>a)既存工業地</p> <p>近江八幡市の長福寺、安土町西老蘇、東近江市の蛇溝、柴原南、川合、東沖野、妙法寺、林田、五個荘小幡、種、神郷、今、<u>大塚</u>、日野町の大谷、北脇、中在寺、<u>寺尻</u>、竜王町の山之上、岡屋、鏡等の既存工業地については、今後とも工業地として配置するとともに、環境対策などを充実させることにより、快適で安全な工業地の形成を図る。</p> <p>また、一般国道8号等の沿道サービス機能の集積する地区については、沿道機能の利用増進と居住環境の保護を図るため、軽工業地としての配置を行う。</p> <p>なお、東近江市の五個荘小幡地区、五個荘川並地区については、居住地と工業地との適正な用途配置に配慮しつつ、計画的な市街地整備を進める。</p> <p>b)新規に開発すべき工業地</p> <p>本区域は、広域交通、水資源、開発可能な丘陵地など工業立地に適した条件下にあり、今後も本県における重要な工業地としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p>このため、<u>近江八幡市の西宿、若宮</u>、東近江市の<u>鈴、蒲生大森、蒲生寺、大塚</u>、竜王町の岡屋、<u>小口、薬師</u>、日野町の松尾、鳥居平に工業系用途を配置し、計画的な工場誘致を図ると共に、日野町の蓮花寺、中在寺等の市街化区域内の工業系空閑地は、既存の工業地域と調整を図りつつ工業地としての需要等を勘案しながら、引き続き工業地として配置する。</p>
<p>④流通業務地</p> <p>本区域は、京阪神圏および中京圏の中間にあって国土幹線軸上重要な位置を占め、名神高速道路八日市インターチェンジ、竜王インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジ、一般国道8号、307号、421号および477号等の広域交通基盤が整備され、基幹交通の要衝に位置している。</p> <p>このような交通立地条件と合わせて、これら周辺<u>及び</u>沿道に、今後増加することが想定される流通需要に対応した流通業務機能の強化を図るために流通業務地の配置を図る。</p>	<p>④流通業務地</p> <p>本区域は、京阪神圏および中京圏の中間にあって国土幹線軸上重要な位置を占め、名神高速道路八日市インターチェンジ、竜王インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジ、一般国道8号、307号、421号および477号等の広域交通基盤が整備され、基幹交通の要衝に位置している。</p> <p>このような交通立地条件と合わせて、これら周辺<u>および</u>沿道に、今後増加することが想定される流通需要に対応した流通業務機能の強化を図るために流通業務地の配置を図る。</p>
<p>⑤住宅地</p> <p>今後の若者から高齢者まで満足できる良好な住宅地を実現するため、魅力的な住宅地を市街化区域等に配置する。</p> <p>a) 既成市街地内の住宅地</p> <p>近江八幡市および東近江市をはじめとする各既成市街地内の住宅地については、良好な住環境の維持・改善や空き家の有効活用に努めつつ、公共施設の計画的整備・改善を行い、地区計画等の活用を検討しながら快適な住宅地の形成を図る。</p> <p>b) 新規に開発すべき住宅地</p> <p>本区域では、人口が減少傾向にあるものの、中心部への居住の誘導や世帯数の増加に伴う宅地需要の増加が今後も引き続き見込まれる。</p>	<p>⑤住宅地</p> <p>今後の若者から高齢者まで満足できる良好な住宅地を実現するため、魅力的な住宅地を<u>鉄道駅周辺地域や</u>市街化区域等に配置する。</p> <p>a)既成市街地内の住宅地</p> <p>近江八幡市および東近江市をはじめとする各既成市街地内の住宅地については、良好な住環境の維持・改善や空き家の有効活用に努めつつ、公共施設の計画的整備・改善を行い、地区計画等の活用を検討しながら快適な住宅地の形成を図る。</p> <p>b)新規に開発すべき住宅地</p> <p>本区域では、人口が減少傾向にあるものの、中心部への居住の誘導や世帯数の増加に伴う宅地需要の増加が今後も引き続き見込まれる。</p>

旧	新
市街化区域内の空閑地において土地区画整理事業などによる計画的な整備や地区計画の活用により環境への負荷を最小限にしながら良好な市街地を創出する。	鉄道駅周辺エリアや市街化区域内の空閑地において土地区画整理事業などによる計画的な整備や地区計画の活用により環境への負荷を最小限にしながら良好な市街地を創出する。

旧		新
【主要な用途の配置の方針】		
<u>主要な土地利用区分</u>	<u>主要用途の配置の方針</u>	
<u>業務地</u>		
	<u>近江八幡市桜宮町、出町および土田町では、市役所や税務署、警察署があり、東近江市八日市緑町には、警察署、法務局、簡易裁判所、労働基準監督署、市役所および県地方行政機関など多数の行政機関、その他業務機能の集積が見られることから、業務地は、今後とも施設の維持改善を行いながらその環境整備を行う。</u>	
<u>商業地</u>	<u>中心商業地</u>	<u>J R近江八幡駅周辺および近江鉄道八日市駅周辺は、本区域の核をなす商業地を形成している。 今後ともさらに魅力を高めるとともに、多様な住民ニーズに対応した都市サービス機能の高度化を行い、本区域の中心的商業地として配置し機能強化に努める。</u>
	<u>一般商業地</u>	<u>2つの中心市街地を核として、この補完的役割を果たす一般商業地を近江八幡市のJ R篠原駅前、安土駅前、東近江市のJ R能登川駅周辺、東近江市蒲生支所周辺、五個荘地域の一般国道8号沿い、日野町既成市街地およびその周辺、竜王町の名神高速道路竜王インターチェンジ周辺に配置する。</u>
<u>工業地</u>	<u>既存工業地</u>	<u>近江八幡市の長福寺、安土西老蘇、東近江市の蛇溝、柴原南、川合、東沖野、妙法寺、林田、五個荘小幡、種、神郷、今、日野町の大谷、北脇、中在寺、竜王町の山之上、岡屋、鏡等の既存工業地は、今後とも工業地として配置する。 また、一般国道8号等の沿道サービス機能の集積する地区には、沿道機能の利用増進と居住環境の保護を図るため、軽工業地の配置を行う。 なお、東近江市の五個荘小幡地区、五個荘川並地区には、居住地と工業地との適正な用途配置に配慮しつつ、計画的な市街地整備を進める。</u>
	<u>新規に開発すべき工業地</u>	<u>東近江市の蛇溝、柴原南、竜王町の岡屋に工業系用途を配置し、計画的な工場誘致を図ると共に、日野町の蓮花寺、中在寺等の市街化区域内の工業系空閑地は、既存の工業地域と調整を図りつつ工業地としての需要等を勘案しながら、引き続き工業地として配置する。</u>
<u>流通業務地</u>		<u>名神高速道路八日市インターチェンジ、竜王インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジ、一般国道8号、307号、421号、477号等のこれら周辺及び沿道に、今後増加することが想定される流通需要に対応した流通業務機能の強化を図るため、流通業務地の配置を図る。</u>
<u>住宅地</u>	<u>既成市街地内の住宅地</u>	<u>近江八幡市および東近江市をはじめとする各既成市街地内には、地区計画等の活用を検討し、良好な住環境の維持・改善を図りながら快適な住宅地を配置する。</u>
	<u>新規に開発すべき住宅地</u>	<u>市街化区域内の空閑地等において計画的な整備や地区計画の活用により良好な市街地の配置を図る。</u>
<small>削除</small>		

旧	新
<p>(2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針</p> <p>①業務地および商業地</p> <p>近江八幡市のJR近江八幡駅前地区や東近江市の近江鉄道八日市駅前地区については、都市機能の集積に努めるとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物の高層化による高密度な土地利用を図る。</p> <p>そのほかの業務地および商業地については、低中密度の土地利用を図る。</p> <p>②工業地、流通業務地</p> <p>近江八幡市の長福寺、西老蘇、下豊浦、東近江市の蛇溝、川合、林田、五個荘小幡、種、神郷、日野町の大谷、北脇、中在寺、松尾、竜王町の山之上、岡屋、鏡等については、緑地帯の維持管理など良好な環境の確保に努め、工業専用の低中密度の土地利用を図る。</p> <p>③住宅地</p> <p>近江八幡市の篠原、丸の内、鷹飼町北、常楽寺、東近江市の中野、<u>今崎、小今、長勝寺、神郷、佐生、佐野、林、日野町の松尾</u>等については、各地域の特性に応じたゆとりある良好な居住環境の確保に努め、低層住宅地区として低密度の土地利用を図る。なお、必要に応じて高度地区や地区計画等の指定を検討する。</p>	<p>(2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針</p> <p>①業務地および商業地</p> <p>近江八幡市のJR近江八幡駅前地区や東近江市の近江鉄道八日市駅前地区については、都市機能の集積に努めるとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物の高層化による高密度な土地利用を図る。</p> <p>そのほかの業務地および商業地については、低中密度の土地利用を図る。</p> <p>②工業地、流通業務地</p> <p>近江八幡市の長福寺、西老蘇、下豊浦、東近江市の蛇溝、川合、林田、五個荘小幡、種、神郷、日野町の大谷、北脇、中在寺、松尾、<u>鳥居平、寺尻、中山、竜王町の山之上、岡屋、鏡</u>等については、緑地帯の維持管理など良好な環境の確保に努め、工業専用の低中密度の土地利用を図る。</p> <p>③住宅地</p> <p>近江八幡市の篠原、丸の内、鷹飼町北、常楽寺、東近江市の中野、小今、神郷、佐生、佐野、林、<u>竜王町の綾戸、日野町の松尾</u>等については、各地域の特性に応じたゆとりある良好な居住環境の確保に努め、低層住宅地区として低密度の土地利用を図る。なお、必要に応じて高度地区や地区計画等の指定を検討する。</p>
<p>(3) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>①用途地域ごとの土地利用に関する方針</p> <p>住宅地と工業地が混在している地区については、環境面や日常生活への影響に配慮して土地利用の混在を防ぐことが望ましい。</p> <p>商業地については、空き店舗が目立つ商店街等において、既存店舗等の活用を検討しながら、商業・サービス機能と相乗効果が期待できる多様な機能の導入に努める。</p> <p>また、工場跡地等の未利用地については、地域の状況や周辺環境等に配慮した上で、その利活用を図る。</p> <p>他の地区では、土地利用の状況や周辺地域の環境に照らし合わせて、現状の用途地域指定との乖離が生じている地区については、適正な土地利用への転換を進める。</p> <p>②居住環境の改善または維持に関する方針</p> <p>近江八幡市や東近江市の既成市街地は、居住環境上や防災面から、地域特性を考慮した柔軟な整備方策により改善を図る。</p> <p>また、土地区画整理事業や一団地開発等により計画的に整備された住宅地では、地区計画等の積極的な活用により、居住環境の維持・増進を図る。</p> <p>③市街地における緑地と都市の風致の維持に関する方針</p> <p>箕作山風致地区と布施山風致地区は、今後も良好な自然環境を保全し、自然を有効活用しやすい環境を醸成する。歴史的景観を残す近江八幡市の八幡堀、東近江市の五個荘15金堂、伊庭、八日市本町、日野町の大窪、村井、西大路等は、地域らしさが感じられる空間となっていることから、その保全・活用を図る。</p>	<p>(3) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>①用途地域ごとの土地利用に関する方針</p> <p>住宅地と工業地が混在している地区については、環境面や日常生活への影響に配慮して土地利用の混在を防ぐことが望ましい。</p> <p>商業地については、空き店舗が目立つ商店街等において、既存店舗等の活用を検討しながら、商業・サービス機能と相乗効果が期待できる多様な機能の導入に努める。</p> <p>また、工場跡地等の未利用地については、地域の状況や周辺環境等に配慮した上で、その利活用を図る。</p> <p>他の地区では、土地利用の状況や周辺地域の環境に照らし合わせて、現状の用途地域指定との乖離が生じている地区については、適正な土地利用への転換を進める。</p> <p>②居住環境の改善または維持に関する方針</p> <p>近江八幡市や東近江市の既成市街地は、居住環境上や防災面から、地域特性を考慮した柔軟な整備方策により改善を図る。</p> <p>また、土地区画整理事業や一団地開発等により計画的に整備された住宅地では、地区計画等の積極的な活用により、居住環境の維持・増進を図る。</p> <p>③市街地における緑地と都市の風致の維持に関する方針</p> <p>箕作山風致地区と布施山風致地区は、今後も良好な自然環境を保全し、自然を有効活用しやすい環境を醸成する。歴史的景観を残す近江八幡市の八幡堀、東近江市の五個荘金堂、伊庭、八日市本町、日野町の大窪、村井、西大路等は、地域らしさが感じられる空間となっていることから、その保全・活用を図る。</p>

旧	新
<p>市街地内を流れる日野川、八幡川、佐久良川などの河川沿いの緑地、社寺境内林等は、都市に潤いを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。</p>	<p>市街地内を流れる日野川、八幡川、佐久良川などの河川沿いの緑地、社寺境内林等は、都市に潤いを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。</p>
<p>(4) 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>①秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針</p> <p>市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。</p> <p>また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。</p>	<p>(4) 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>①秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針</p> <p>市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。</p> <p>また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。</p>
<p>②優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。</p>	<p>②優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。</p>
<p>③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）第24条に基づき判断する。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。</p>	<p>③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）第 24 条に基づき判断する。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。</p>
<p>④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。</p>	<p>④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境の重要性を考慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。</p>
<p>(5) 都市の景観の推進に関する方針</p> <p>景観法（平成16年6月18日法律第110号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し及び実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。</p>	<p>(5) 都市の景観の推進に関する方針</p> <p>景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。</p>

旧	新
<p>(4) 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>①秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針</p> <p>市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。</p> <p>また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。</p> <p>②優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。</p> <p>③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）第24条に基づき判断する。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。</p> <p>④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。</p> <p>(5) 都市の景観の推進に関する方針</p> <p>景観法（平成16年6月18日法律第110号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し及び実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。</p>	<p>(4) 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>①秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針</p> <p>市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。</p> <p>また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。</p> <p>②優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。</p> <p>③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）第24条に基づき判断する。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。</p> <p>④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境の重要性を考慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。</p> <p>(5) 都市の景観の推進に関する方針</p> <p>景観法（平成16年6月18日法律第110号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。</p>

旧	新
<p>3－2 都市施設の整備に関する方針</p> <p>(1) 交通施設の整備の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>◆広域交通ネットワークの充実・強化</p> <p>本区域には、名神高速道路、一般国道8号、307号、421号、477号等の広域幹線道路が通過しており、基幹交通の要衝であるため内陸型工業の立地等産業活動が活発である。<u>また、蒲生スマートインターチェンジが開設し、更なる経済活動の活性化に寄与するものと期待される。</u>今後とも産業活動を支援するため、増大すると予想される交通量に対応できる広域交通ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p>◆市街地及び地域間交通を支える道路網の形成</p> <p>本区域では、幹線道路整備の遅れもあり、整備された道路に交通が集中し、一部の区間に渋滞が生じている。このため、市街地内外交通の混雑解消を図るために、交通渋滞箇所の優先的整備や骨格幹線道路整備を効率的かつ計画的に行う。また、本区域に分散する市街地<u>及び</u>商業拠点、産業拠点、拠点集落等を相互に連絡する地域間交通ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p><u>更に、地域情報の発信や人とまちの交流による地域の活性化を図るため「道の駅」の活用を検討する。</u></p> <p>◆人に優しくゆとりと潤いのある道路の整備</p> <p>歩行者・自転車が利用しやすい安全快適な<u>道路</u>整備を図るとともに、周辺環境と一緒にあってゆとりや潤いを感じられる道路環境を創造するため、市街地などにおいて、緑豊かで景観に配慮した道路整備を進める。</p> <p>◆利用しやすい公共交通体系の確立</p> <p>円滑な都市活動を維持推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、<u>大量輸送機関</u>である鉄道の<u>有効活用</u>と適切なバスサービスの確保・維持、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。ユニバーサルデザインによる歩行環境面も含めた鉄道駅等へのアクセスの改善、<u>パークアンドライド</u>の検討も含めた交通結節機能の強化、文化・福祉・商業施設の配置を考慮した、機能的なネットワーク化を図る。</p>	<p>3－2 都市施設の整備に関する方針</p> <p>(1) 交通施設の整備の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>◆広域交通ネットワークの充実・強化</p> <p>本区域には、名神高速道路、一般国道8号、307号、421号、477号等の広域幹線道路が通過しており、基幹交通の要衝であるため内陸型工業の立地等産業活動が活発である。今後とも産業活動を支援するため、増大すると予想される交通量に対応できる広域交通ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p><u>また、JR東海道本線や近江鉄道線等の鉄道ネットワークは、京阪神エリア間との通勤・通学等の移動を支えており、区域内での定住・移住人口の維持・増加にも寄与することから、これらの利便性の維持・向上を図る。</u></p> <p>◆市街地および地域間交通を支える道路網の形成</p> <p>本区域では、幹線道路整備の遅れもあり、整備された道路に交通が集中し、一部の区間に渋滞が生じている。このため、市街地内外交通の混雑解消を図るために、交通渋滞箇所の優先的整備や骨格幹線道路整備を効率的かつ計画的に行う。また、本区域に分散する市街地<u>および</u>商業拠点、産業拠点、拠点集落等を相互に連絡する地域間交通ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p><u>さらに、「道の駅」の活用により地域情報の発信や人とまちの交流による地域の活性化を図る。</u></p> <p>◆人に優しくゆとりと潤いのある交通ネットワークの整備</p> <p><u>市街地内において「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを実現するため、ウォーカブルな人を中心の空間への転換を図る。</u>歩行者・自転車が利用しやすい安全快適な<u>ネットワーク</u>の整備を図るとともに、周辺環境と一緒にあってゆとりや潤いを感じられる道路環境を創造するため、市街地などにおいて、緑豊かで景観に配慮した道路整備を進める。</p> <p><u>また、自転車で琵琶湖を一周する「ビワイチ」は令和元年11月に第1次ナショナルサイクリルートの指定を受けており、地域活性化に向け、安全安心で快適にサイクリングを楽しむことができる自転車通行空間整備を引き続き進めていくとともに、湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊する「ビワイチ・プラス」の整備を推進する。</u></p> <p>◆利用しやすい公共交通体系の確立</p> <p>円滑な都市活動を維持推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、<u>公共交通軸</u>である鉄道の<u>利便性の維持・向上</u>と適切なバスサービスの確保・維持、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。ユニバーサルデザインによる歩行環境面も含めた鉄道駅等へのアクセスの改善、<u>拠点間を結ぶバスの活用など、多様な交通手段に対応した道路整備</u>の検討も含めた交通結節機能の強化、文化・福祉・商業施設の配置を考慮した、機能的なネットワーク化を図る。<u>また、需要に対応した効率的なコミュニティバス等の運行等、公共交通の利用促進する新たなサービス提供につ</u></p>

旧	新
<p>◆都市計画道路の見直し検討</p> <p>計画決定から長期間経過し、整備のめどが立たない路線については、当該地域における住民等のニーズ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、目的達成のための有効な計画内容の妥当性、実現性等を勘案した見直し（廃止・規格変更など）を進めており、今後も必要に応じた見直しを図っていくものとする。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交通ネットワークを充実・強化するため、名神名阪連絡道路の整備に向けた調査を進める。 ・各市町を縦貫する一般国道8号等の広域幹線道路の充実に向けた整備推進を図る。 ・各市町の市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進する。 ・市街地部を中心に、潤いと景観に配慮した道路整備を促進する。 <p>b) 鉄道・バス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海道本線や近江鉄道、バス等の公共交通機関の利便性向上を促進するとともに、公共交通機関の利用を支援する道路および駅前広場、駐車場、駐輪場等の整備を促進する。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図る。 ・近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町においては、住民のニーズに的確に対応したコミュニティバスの運行に努める。 <p>c) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる歩道・自転車道の整備や交通結節点等でのエレベーター・エスカレーターの設置など、人に優しい環境整備を進める。 	<p style="color: red; text-decoration: underline;">いても検討する。</p> <p>◆都市計画道路の見直し検討</p> <p>計画決定から長期間経過し、整備のめどが立たない路線については、当該地域における住民等のニーズ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、目的達成のための有効な計画内容の妥当性、実現性等を勘案した見直し（廃止・規格変更など）を進めており、今後も必要に応じた見直しを図っていくものとする。</p> <p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a)道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交通ネットワークを充実・強化するため、名神名阪連絡道路の整備に向けた調査を進める。 ・各市町を縦貫する一般国道8号等の広域幹線道路の充実に向けた整備推進を図る。 ・一般国道8号バイパスの計画・整備促進を図る。 ・各市町の市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進する<u>とともに安全的な人流・物流の確保に向けて、被災時の通行止めも考慮し、ダブルネットワーク化による代替路確保を行う。</u> ・市街地部を中心に、潤いと景観に配慮した道路整備を促進する。 <p>b)鉄道・バス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR東海道本線や近江鉄道線、バス等について、交通事業者との連携の下、運行本数の増加など利用しやすいダイヤの設定による利便性の維持・向上を図る。また、駅へのアクセス性の向上、駅前広場等の賑わい空間整備、待合環境の快適性向上、バス路線やレンタサイクルなど他の交通モードとの接続を向上させるなど、駅の魅力・利便性向上を図るための整備を推進する。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図る。 ・近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町においては、住民のニーズに的確に対応したコミュニティバス等の運行に努める。 <p>c)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる歩道・自転車道の整備や交通結節点等でのエレベーター・エスカレーターの設置など、人に優しい環境整備を進める。

旧

③主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称	整備区間等	備考
道路事業 : 改築系	国道477号	古川野村	事業化検討
	大津能登川長浜線	安土・能登川	実施中
	近江八幡竜王線	岩倉バイパス	実施中
	大津守山近江八幡線	中部湖東幹線	着手予定
	土山蒲生近江八幡線	鎌掛	事業化検討
		羽田バイパス	事業化検討
	栗見八日市線	垣見	事業化検討
	下羽田市辺線	三津屋バイパス	実施中
	日野徳原線	内池バイパス	実施中
	佐生五個荘線	川並	実施中
		五個荘金堂	事業化検討
	五個荘八日市線	愛知川左岸提	実施中
	栗見新田安土線	下豊浦	事業化検討
	西明寺安部居線	佐久良	実施中
	伊庭円山線	白王	実施中・完了予定
	神郷彦根線	川原	実施中
道路事業 : 交通安全系 (歩道整備)	国道307号	別所	事業化検討
	国道421号	林田	事業化検討
	国道477号	蒲生堂	事業化検討
		山之上	着手予定
		西横関	事業化検討
		音羽	着手予定
	大津能登川長浜線	西庄	実施中
	彦根八日市甲西線	中野	着手予定
	石原八日市線	今堀	事業化検討
	栗見八日市線	建部日吉	実施中
		乙女浜	着手予定
	小口川守線	小口	着手予定
	小脇西生来線	内野	着手予定
	八日市五個荘線	建部日吉	着手予定
	大房東横関線	若宮	実施中
	桜川西中在家線	桜川西	実施中・完了予定
道路事業 : 交通安全系 (交差点改良)	国道477号	小口	事業化検討
	彦根八日市甲西線	山之上	着手予定
	大津守山近江八幡線	多賀町	着手予定

新

③主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称	整備区間等	備考
道路 : ネットワーク整備 事業	国道477号	古川町・野村	着手時期検討
		薬師	着手予定・完了予定
	大津能登川長浜線	安土町	着手予定
	近江八幡竜王線	千僧供町・倉橋部町	実施中・完了予定
		庄・林町	着手時期検討
		野村	着手予定
	大津守山近江八幡線	水茎町・大房町	着手時期検討
		鎌掛	実施中・完了予定
		中羽田町・馬淵町	着手予定
	土山蒲生近江八幡線	市子沖町・合戸	着手予定
		栗見町	着手時期検討
		下平木町・柏木町	実施中
	日野徳原線	内池	着手時期検討
	佐生五個荘線	川並町・石塚町	実施中・完了予定
	五個荘八日市線	愛知川左岸提	実施中・完了予定
	栗見新田安土線	大中町・下豊浦	着手時期検討
	西明寺安部居線	安部居	着手時期検討
	国道307号	平柳町	実施中
道路 : 道路空間整備事業	彦根八日市甲西線	勝堂町・南菩提寺町	着手時期検討
	近江八幡守山線	上田町・若宮町	着手予定
	佐生今線	神郷町・川並町	着手予定
	雨降野今在家八日市線	中岸本町・神田町	実施中

旧				新			
街路事業	(都)近江八幡能登川線 (大津能登川長浜線)	伊庭・山路 能登川	実施中・完了予定 着手予定	大津能登川長浜線	田中江町 西庄町	着手時期検討 実施中	
国事業	国道8号	築瀬・長野地区 交差点改良	—	彦根八日市甲西線	中野町	実施中	
市町事業	若宮上田線	二	実施中	石原八日市線	今堀町	着手時期検討	
	八木古川線	—	実施中	栗見八日市線	建部日吉町 乙女浜町	実施中・完了予定 実施中・完了予定	
	金剛寺中屋線	—	実施中	小口川守線	小口	着手予定	
	牧元水茎線	—	着手予定	八日市五個荘線	建部日吉町	実施中・完了予定	
	西元土田線	土田	着手予定		山本・北町屋町	着手予定・完了予定	
	黒橋八木線	黒橋	着手予定	大房東横関線	若宮町	実施中・完了予定	
	武佐老蘇線	武佐西生来 西生来老蘇	着手予定 事業化検討	近江八幡守山線	上野町	着手予定	
	馬淵上田線	—	着手予定	高木八日市線	芝原町・下二俣 町	着手時期検討	
	(都)小今建部上中線	聖徳	実施中・完了予定	道路:国事業	国道8号	築瀬・長野地区 交差点改良	実施中・完了予定
	(都)上中緑町小今線	今崎	着手・完了予定			西横関地区 交差点改良	二
	(都)中学校線	垣見	実施中・完了予定			馬淵町地区 歩道整備	二
	能登川北部線	佐生	着手・完了予定				
	中学校大塚線	市子川原	実施中・完了予定	道路:市町事業	八木古川線	—	実施中・完了予定
	(都)尻無愛知川線	八日市金屋	着手予定		金剛寺中屋線	—	実施中
	(都)JR東口線	本町	着手予定		牧元水茎線	—	実施中・着手予定
	西大路鎌掛線	西大路・鎌掛	実施中・完了予定		西元土田線	土田	着手予定・着手時期検討
	奥之池線	佐久良	実施中・完了予定		黒橋八木線	黒橋	着手予定・着手時期検討
	山面鏡西線	山面・鏡	着手・完了予定		武佐老蘇線	武佐町・西生来 町	着手予定
	西川ため池線	西川	事業化検討			西生来町・老蘇	実施中・着手時期検討
	殿山線	山之上	実施中		馬淵上田線	—	実施中・着手時期検討
	鉄道軌道安全 輸送設備等整 備事業	近江鉄道	二		上中緑町小今線	今崎町	実施中・着手予定・完了 予定
			実施中		(都)尻無愛知川線	八日市金屋	着手予定
					(都)JR東口線	垣見町	着手予定
					西大路鎌掛線	西大路町・鎌掛	実施中
					山面鏡西線	山面・鏡	実施中・完了予定
					西川ため池線	西川	着手時期検討
					殿山線	山之上	実施中・完了予定
					(仮称)八日市北部線	神田町	着手時期検討
					糠塚小脇線	小脇町	着手時期検討
					妹市ヶ原線	下中野町	実施中
					小川林能登川線	山路町	実施中・着手時期検討

※ 道路については、平成30年(2018年)3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。

旧	新			
		小御門十禅師線 中山谷田線 綾戸橋本西線	小御門・内池 中山 綾戸	実施中 着手予定 実施中
	鉄道	近江鉄道近江鉄道線 利便性向上・再整備事業	全線	実施中
		※ 道路については、令和5年(2023年)3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。		
(2) 下水道および河川の整備の方針	(2)下水道および河川の整備の方針			
①基本方針	①基本方針			
a) 下水道	a)下水道			
下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」(湖南中部処理区)整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。	下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画 (令和元年6月改定)」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。			
また、市街地の雨水排水のための雨水管渠等の整備を推進する。	また、市街地の雨水排水のための雨水管渠等の整備を推進する。			
b) 河川	b)河川			
河川については、「淀川水系東近江圏域河川整備計画」(平成22年7月策定)に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を推進する。	河川については、「淀川水系東近江圏域河川整備計画 (令和6年3月改定)」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を推進する。			
②主要な施設の配置、整備の方針	②主要な施設の配置、整備の方針			
a) 下水道	a)下水道			
本区域の下水道については、分流式とする。琵琶湖流域下水道事業計画 (湖南中部処理区) および各市町の下水道事業計画との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全および浸水被害の防除に努める。	本区域の下水道については、分流式とする。琵琶湖流域下水道事業計画 (湖南中部処理区) および各市町の下水道事業計画との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全および浸水被害の防除に努める。			
b) 河川	b)河川			
「淀川水系東近江圏域河川整備計画」に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を促進するとともに、河川環境上必要な箇所については保全・再生に配慮する。	「淀川水系東近江圏域河川整備計画」に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を促進するとともに、河川環境上必要な箇所については保全・再生に配慮する。			
砂防指定地内を流れる河川については、土砂災害特別警戒区域等の指定により警戒避難体制の確立をはかりつつ、砂防施設の建設を行い、総合的な治水対策を推進する。	砂防指定地内を流れる河川については、土砂災害特別警戒区域等の指定により警戒避難体制の確立をはかりつつ、砂防施設の建設を行い、総合的な治水対策を推進する。			
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標			
a) 下水道	a)下水道			
本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。	本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。			

旧				新							
【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】				【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】							
種別	名称等	事業地	備考	種別	名称等	事業地	備考				
下水道	日野第二幹線	近江八幡市～竜王町	実施中	下水道	日野第二幹線	近江八幡市～竜王町	実施中				
	日野北幹線	東近江市～日野町	実施中		日野北幹線	東近江市～日野町	実施中				
	近江八幡市公共下水道	近江八幡市	実施中		近江八幡市公共下水道	近江八幡市	実施中				
	東近江市公共下水道	東近江市	実施中		東近江市公共下水道	東近江市	実施中				
	日野町公共下水道	日野町	実施中		日野町公共下水道	日野町	実施中				
	竜王町公共下水道	竜王町	実施中		竜王町公共下水道	竜王町	実施中				
b) 河川				b) 河川							
本区域における河川のうち、現在実施している主要な事業は次のとおりである。											
【現在実施している主要な事業】											
河川	愛知川	東近江市		河川	愛知川	東近江市					
	日野川	近江八幡市、竜王町			日野川	近江八幡市、竜王町					
	長命寺川	近江八幡市			長命寺川	近江八幡市					
	八日市新川	東近江市			八日市新川	東近江市					
	蛇砂川	近江八幡市、東近江市			蛇砂川	近江八幡市、東近江市					
	西の湖（河川環境整備）	近江八幡市			西の湖（河川環境整備）	近江八幡市					
(3) その他の都市施設の整備の方針				(3) その他の都市施設の整備の方針							
① 基本方針											
a) 上水道				a) 上水道							
上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水源の確保および水質の保全、施設の更新・改良に努める。											
b) 汚物処理場				b) 汚物処理場							
汚物処理場については、汚水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖の水質の保全を図るなどのため、適切な維持管理に努める。											
c) 廃棄物処理施設				c) 廃棄物処理施設							
循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「第四次滋賀県廃棄物処理計画（平成28年7月策定）」、および市町等の策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。											
d) 教育・文化施設				d) 教育・文化施設							
教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるた											

旧	新
<p>め、その適正な配置や機能の維持・充実に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設</p> <p>高齢社会を踏まえ、高齢者や障害者を始め、必要な人が利用しやすい、医療・社会福祉施設の整備を進めるとともに、その適正は配置や機能の維持・充実に努める。</p>	<p>の適正な配置や機能の維持・充実に努める。</p> <p>e) 医療・社会福祉施設</p> <p>高齢社会を踏まえ、高齢者や障害者を始め、必要な人が利用しやすい、医療・社会福祉施設の整備を進めるとともに、その適正は配置や機能の維持・充実に努める。</p>
<p>f) 市場、火葬場</p> <p>市場については、日常物資に関する効率的な機能を確保するため、適切な卸売り機能の維持・充実に努める。</p> <p>火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保に努める。</p>	<p>f) 市場、火葬場</p> <p>市場については、日常物資に関する効率的な機能を確保するため、適切な卸売り機能の維持・充実に努める。</p> <p>火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保に努める。</p>
<p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 上水道</p> <p>上水道については、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町に浄水場または水源地あるいはポンプ場があり、これら施設等の維持・充実に努める。</p>	<p>②主要な施設の配置、整備の方針</p> <p>a) 上水道</p> <p>上水道については、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町に浄水場または水源地あるいはポンプ場があり、これら施設等の維持・充実に努める。</p>
<p>b) 汚物処理場</p> <p>汚物処理場については、近江八幡市新し尿処理場および八日市衛生公苑（八日市布引ライフ組合立衛生センター）の2箇所があり、汚物処理場の適切な維持管理に努めることにより、污水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖における環境基準をできるだけ速やかに達成できるように取り組んでいく。</p>	<p>b) 汚物処理場</p> <p>汚物処理場については、近江八幡市新し尿処理場および八日市衛生公苑（八日市布引ライフ組合立衛生センター）の2箇所があり、汚物処理場の適切な維持管理に努めることにより、污水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖における環境基準をできるだけ速やかに達成できるように取り組んでいく。</p>
<p>c) 廃棄物処理施設</p> <p>ごみ焼却場およびごみ処理場については、近江八幡市一般廃棄物処理場（近江八幡市環境エネルギーセンター）、中部清掃組合日野清掃センター、中部清掃組合能登川清掃センター粗大ごみ処理場の3箇所が整備済みであり、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、環境への十分な配慮を行いながら適正な機能の確保のため施設・設備の更新を図る。</p>	<p>c) 廃棄物処理施設</p> <p>ごみ焼却場およびごみ処理場については、近江八幡市一般廃棄物処理場（近江八幡市環境エネルギーセンター）、中部清掃組合日野清掃センター、中部清掃組合能登川清掃センター粗大ごみ処理場の3箇所が整備済みであり、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、環境への十分な配慮を行いながら適正な機能の確保のため施設・設備の更新を図る。</p>
<p>d) 教育・文化施設</p> <p>教育文化施設については、八日市文化会館（東近江市立八日市文化芸術会館）<u>あり</u>、施設の維持・改善、適切な運用に努めるとともに、文化ニーズに対応できるよう都市拠点への再配置も検討する。</p>	<p>d) 教育・文化施設</p> <p>教育文化施設については、八日市文化会館（東近江市立八日市文化芸術会館）があり、施設の維持・改善、適切な運用に努めるとともに、文化ニーズに対応できるよう都市拠点への再配置も検討する。</p>
<p>e) 医療・社会福祉施設</p> <p>医療施設については近江八幡市立総合医療センター、国立病院機構東近江総合医療センター、東近江市立能登川病院等の地域の中核的医療施設があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。</p> <p>福祉施設については、近江八幡市総合福祉センター「ひまわり館」、東近江市福祉センターハートピア、東近江市保健子育て複合施設「ハピネス」、介護老人</p>	<p>e) 医療・社会福祉施設</p> <p>医療施設については近江八幡市立総合医療センター、国立病院機構東近江総合医療センター、東近江市立能登川病院等の地域の中核的医療施設があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。</p> <p>福祉施設については、近江八幡市総合福祉センター「ひまわり館」、東近江市福祉センターハートピア、東近江市保健子育て複合施設「ハピネス」、介護老人保健施設ケア</p>

旧	新
<p>保健施設ケアセンター蒲生野、竜王町保健センター等があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。</p> <p>f) 市場、火葬場</p> <p>市場については、東近江市に八日市公設地方卸売市場、近江八幡市に滋賀食肉センター卸売市場および滋賀食肉センターと畜場が立地しており、現状分析を的確に行いながら機能の充実に努める。</p> <p>火葬場については、近江八幡市に近江八幡市火葬場、東近江市に八日市布引組合立布引斎苑があり、環境への配慮を充実させるとともに、施設の適切な維持管理と能力向上に努める。</p>	<p>センター蒲生野、竜王町保健センター等があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。</p> <p>f) 市場、火葬場</p> <p>市場については、東近江市に八日市公設地方卸売市場、近江八幡市に滋賀食肉センター卸売市場および滋賀食肉センターと畜場が立地しており、現状分析を的確に行いながら機能の充実に努める。</p> <p>火葬場については、近江八幡市に近江八幡市火葬場、東近江市に八日市布引組合立布引斎苑があり、環境への配慮を充実させるとともに、施設の適切な維持管理と能力向上に努める。</p>
<p>3－3 市街地整備に関する方針</p> <p>(1) 主要な市街地整備の方針</p> <p>①市街地整備の抱える課題</p> <p>本区域では、各市町の古くからの市街地や農村集落などで、公園の不足（市街化区域内の都市公園面積：<u>2.83m²</u>／人、都市計画区域内の都市公園面積：<u>4.45m²</u>／人）や幅員の狭い道路が多いこと、市街地内に点在する低未利用地、農地などの空閑地の存在など、防災面や居住環境面の課題を抱えている。</p> <p>また、本区域では旧街道沿いの一部や河川、湖沿いの一部に地域特性の感じられる空間が残っており、この地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。</p> <p>②市街地整備の方針</p> <p>市街地内空閑地については、土地区画整理事業などにより計画的な整備を推進し、活力低下が見られる商業地ならびに建物の老朽化等が見られる住宅地については、計画的な再整備による市街地開発を推進し、都市機能および居住環境の向上を図る。</p> <p>また、琵琶湖や西の湖などの湖沿い、八幡川や日野川などの河川沿い等の水・緑資源、中山道沿いや近江商人が残した歴史ある町家などの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人が訪れ親しめるまちづくりを図る。</p> <p>これらの市街地の整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性を向上させるとともに、路面や宅地における雨水の浸透性の向上等流域に対する負荷を小さくするなどの環境面・治水面への配慮や良好な景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>本区域における市街地のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的に<u>平成37年（2025年）まで</u>に実施することを予定している事業は<u>ない</u>。</p>	<p>3－3 市街地整備に関する方針</p> <p>(1) 主要な市街地整備の方針</p> <p>①市街地整備の抱える課題</p> <p>本区域では、各市町の古くからの市街地や農村集落などで、公園の不足（市街化区域内の都市公園面積：<u>3.40m²</u>／人、都市計画区域内の都市公園面積：<u>5.31m²</u>／人）や歩道を含め幅員の狭い道路が多いこと、市街地内に点在する低未利用地、農地などの空閑地の存在など、防災面や居住環境面の課題を抱えている。</p> <p>また、本区域では旧街道沿いの一部や河川、湖沿いの一部に地域特性の感じられる空間が残っており、この地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。</p> <p>②市街地整備の方針</p> <p>市街地内空閑地については、土地区画整理事業などにより計画的な整備を推進し、活力低下が見られる商業地ならびに建物の老朽化等が見られる住宅地については、計画的な再整備による市街地開発を推進し、都市機能および居住環境の向上を図る。</p> <p>また、<u>鉄道駅周辺や観光・商業地等においてウォーカブルな人を中心の空間への転換を推進し、公共投資と民間投資の好循環を生み出して、歩いて楽しい魅力的な市街地の形成を図る。</u></p> <p>さらに、琵琶湖や西の湖などの湖沿い、八幡川や日野川などの河川沿い等の水・緑資源、中山道沿いや近江商人が残した歴史ある町家などの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人が訪れ親しめるまちづくりを図る。</p> <p>これらの市街地の整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性を向上させるとともに、路面や宅地における雨水の貯留・浸透性の向上等流域に対する負荷を小さくするなどの環境面・治水面への配慮や良好な景観の形成に努めるものとする。</p> <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>本区域における市街地のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的に<u>おおむね10年以内</u>に実施することを予定している<u>主要な</u>事業は<u>次のとおりとする</u>。</p> <p>【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】</p>

旧	新				
	市町名	地区名	事業手法	面積(ha)	備考
	東近江市	八日市駅前地区	社会資本整備総合交付金事業	41.2	実施中
	竜王町	中心核地区	社会資本整備総合交付金事業	8.7	実施中

3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1) 基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、県立自然公園である雪野山周辺、風致地区である箕作山、布施山、鈴鹿国定公園である綿向山などの山林等、豊かな自然環境が存在している。また、鈴鹿山脈に源を発する日野川、愛知川等の流域に広がる農地、その中に散在する丘陵地が形成する美しい田園景観も展開されている。

これらの豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の山林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を進める。

②計画水準

都市計画区域および市街化区域に対して、緑地（注1）として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	平成22年（2010年）	平成37年（2025年）
緑地の確保目標量	おおむね 7,014ha	おおむね 7,166 ha
都市計画区域に対する割合	17.6%	おおむね 18.0%
市街化区域に対する割合	202.2%	おおむね 200.7%

また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。

【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

	平成22年（2010年）	平成37年（2025年）
都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	4.9 m ² /人	8.0 m ² /人

3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1) 基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、県立自然公園である雪野山周辺、風致地区である箕作山、布施山、鈴鹿国定公園である綿向山などの山林等、豊かな自然環境が存在している。また、鈴鹿山脈に源を発する日野川、愛知川等の流域に広がる農地、その中に散在する丘陵地が形成する美しい田園景観も展開されている。

これらの豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の山林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を進める。

②計画水準

都市計画区域および市街化区域に対して、緑地（注1）として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	令和2年（2020年） (基準年)	令和17年（2035年） (15年後)
緑地の確保目標量	おおむね 7,340ha	おおむね 7,567ha
都市計画区域に対する割合	18.4%	おおむね 19.0%
市街化区域に対する割合	211.6%	おおむね 218.2%

また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。

【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

	令和2年（2020年） (基準年)	令和17年（2035年） (15年後)
都市計画区域内人口一人あたりの目標水準	5.3 m ² /人	8.0 m ² /人

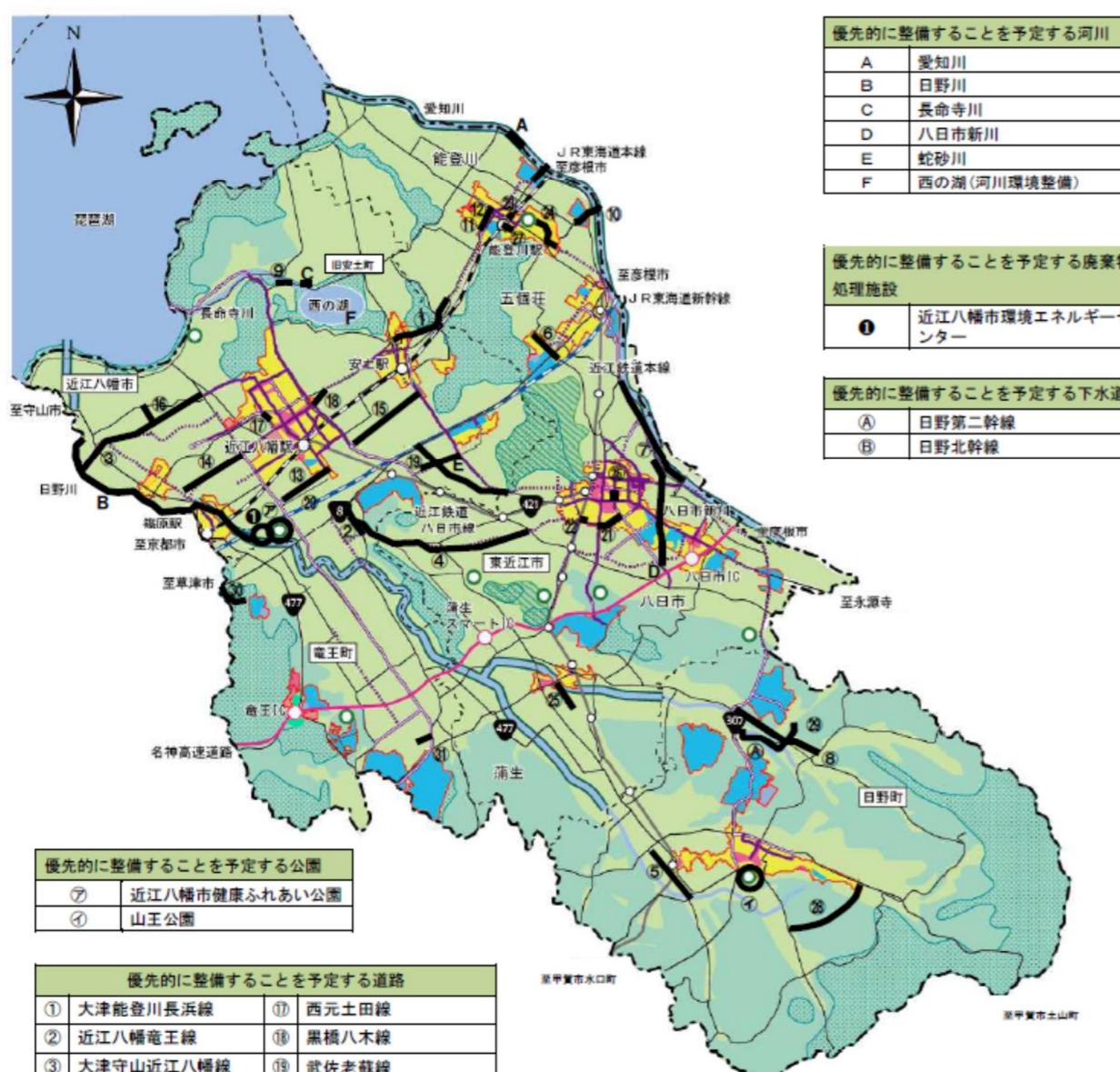
旧	新
(注1) 緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。	(注1) 緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。
(2) 主要な緑地の配置、整備の方針	(2) 主要な緑地の配置、整備の方針
本区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。	本区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。
①環境保全系統	①環境保全系統
a) 地域全体	a) 地域全体
本区域は、琵琶湖をはじめとして愛知川、日野川の二大河川、市街地を流れる中小河川、西の湖などの内湖、布施溜などのため池等、多様な生き物が生息する豊かな水域が存在している。これら水域に面する水辺部一体は独特の景観を生み出すとともにオープンスペースの配置において骨格となる緑地軸を形成しており、水際空間として保全・活用するとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。	本区域は、琵琶湖をはじめとして愛知川、日野川の二大河川、市街地を流れる中小河川、西の湖などの内湖、布施溜などのため池等、多様な生き物が生息する豊かな水域が存在している。これら水域に面する水辺部一体は独特の景観を生み出すとともにオープンスペースの配置において骨格となる緑地軸を形成しており、水際空間として保全・活用するとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。
②レクリエーション系統	②レクリエーション系統
a) 地域全体	a) 地域全体
広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園（注2）である近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、 <u>布引運動公園</u> 、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園、自然公園内にある滋賀県希望が丘文化公園の整備・充実を図るとともに、愛知川緑地・日野川緑地・佐久良川緑地、北の庄沢緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等の緑地の整備・保全を図る。	広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園（注2）である近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、 <u>東近江市総合運動公園</u> 、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園、自然公園内にある滋賀県希望が丘文化公園の整備・充実を図るとともに、愛知川緑地・日野川緑地・佐久良川緑地、北の庄沢緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等の緑地の整備・保全を図る。
b) 市街地	b) 市街地
住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注3）を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。	住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注3）を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
③防災系統	③防災系統
本区域では、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海トラフ地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。	近年の異常気象による豪雨などにより災害が激甚化・頻発化しており、治水、土砂災害防止対策、ため池等の防災減災対策などの予防的防災対策が未整備の地域では、社会インフラのほか家屋や農地などに大きな被害が発生している。また、本区域では、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海トラフ地震による被害が懸念されることから、これらの状況を考慮した防災対策を進める必要がある。
a) 自然地域	a) 自然地域
水害および土砂災害の防止のため、八幡山、箕作山等の山地をはじめ、水源かん養機能を有する森林および農地等のほか、遊水池として機能する河川沿いの農地等の保全を図る。	水害および土砂災害の防止のため、八幡山、箕作山等の山地をはじめ、水源かん養機能を有する森林および農地等のほか、遊水池として機能する河川沿いの農地等の保全を図る。

旧	新
<p>b) 市街地</p> <p>地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。</p>	<p>b)市街地</p> <p>地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。</p>
<p>④景観構成系統</p> <p>a) 自然地域</p> <p>日野川、愛知川に挟まれた広大な田園地帯、琵琶湖周辺に広がる水郷と共に注ぐ中小河川、また内陸部の丘陵地帯から琵琶湖湖辺部に至る範囲に散在する観音寺山、八幡山などの独立峰の織りなす風景は、本区域の代表的なふるさと景観となっている。これら原風景の維持・保全を図る。</p>	<p>④景観構成系統</p> <p>a)自然地域</p> <p>日野川、愛知川に挟まれた広大な田園地帯、琵琶湖周辺に広がる水郷と共に注ぐ中小河川、また内陸部の丘陵地帯から琵琶湖湖辺部に至る範囲に散在する観音寺山、八幡山などの独立峰の織りなす風景は、本区域の代表的なふるさと景観となっている。これら原風景の維持・保全を図る。</p>
<p>b) 市街地</p> <p>鉄道駅周辺や市役所・町役場、商店街周辺など、本区域を構成する各市町を代表する区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、自然景観の眺望にも配慮しつつ公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努める。</p>	<p>b)市街地</p> <p>鉄道駅周辺や市役所・町役場、商店街周辺など、本区域を構成する各市町を代表する区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、自然景観の眺望にも配慮しつつ公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努める。</p>
<p>⑤その他の系統</p> <p>a) 地域全体</p> <p>本区域には、観音寺城跡、安土城跡、老蘇の森などの史跡をはじめ、雪野山古墳や万葉集で著名な蒲生野などの文化財等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な自然地が存在している。また、河辺いきものの森では、市民団体が中心となって河辺林を守り育て、環境学習や体験学習、また、それらを通じたコミュニケーションの場とするなどの新たな取り組みも生まれている。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、水際空間と歴史・文化資源を結びネットワークの形成を図る。</p>	<p>⑤その他の系統</p> <p>a)地域全体</p> <p>本区域には、観音寺城跡、安土城跡、老蘇の森などの史跡をはじめ、雪野山古墳や万葉集で著名な蒲生野などの文化財等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な自然地が存在している。また、河辺いきものの森では、市民団体が中心となって河辺林を守り育て、環境学習や体験学習、また、それらを通じたコミュニケーションの場とするなどの新たな取り組みも生まれている。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、水際空間と歴史・文化資源を結びネットワークの形成を図る。</p>
<p>b) 市街地</p> <p>各市町の商店街周辺や観光資源が集積する区域など、本区域内外から多くの人々が集まる区域については、観光資源等と一体的、総合的な施設・景観等の整備に努める。</p> <p>(注2) 都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。</p> <p>具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。</p> <p>(注3) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。</p> <p>(3) 実現のための具体的な方針</p> <p>①都市計画公園・緑地等の配置、整備方針</p>	<p>b)市街地</p> <p>各市町の商店街周辺や観光資源が集積する区域など、本区域内外から多くの人々が集まる区域については、観光資源等と一体的、総合的な施設・景観等の整備に努める。</p> <p>(注2) 都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。</p> <p>(注3) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。</p> <p>(3)実現のための具体的な方針</p> <p>①都市計画公園・緑地等の配置、整備方針</p>

旧		新	
本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。		本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。	
【都市計画公園・緑地等の配置および整備方針】		【都市計画公園・緑地等の配置および整備方針】	
公園緑地等の種別		配置および整備の方針	
住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。	
その他の公園・緑地	運動公園	近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、 <u>布引運動公園</u> 、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園の整備・保全に努める。	
	特殊公園	華岳山公園、法堂寺遺跡公園、土器公園、布施公園の整備・保全に努める。	
	緑地	愛知川緑地、日野川緑地、八幡川緑地、北之庄沢緑地、佐久良川緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等については、保全に努める。	
②風致地区等の指定方針		②風致地区等の指定方針	
本区域における風致地区等については、以下の方針に従い指定する。		本区域における風致地区等については、以下の方針に従い指定する。	
【風致地区等の指定方針】		【風致地区等の指定方針】	
種別		指定方針	
風致地区		箕作山風致地区、布施山風致地区については、引き続き風致地区に指定し、その保全を図る。	
(4) 主要な緑地の確保目標		(4) 主要な緑地の確保目標	
本区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。		本区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。	
【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】		【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】	
町名		種別	
<u>近江八幡市</u>		<u>運動公園</u>	
<u>6・4・1 近江八幡市健康ふれあい公園</u>		<u>事業中</u>	
日野町		近隣公園	
3・4・1 4 山王公園		予定	
町名		種別	
日野町		近隣公園	
3・4・1 4 山王公園		予定	

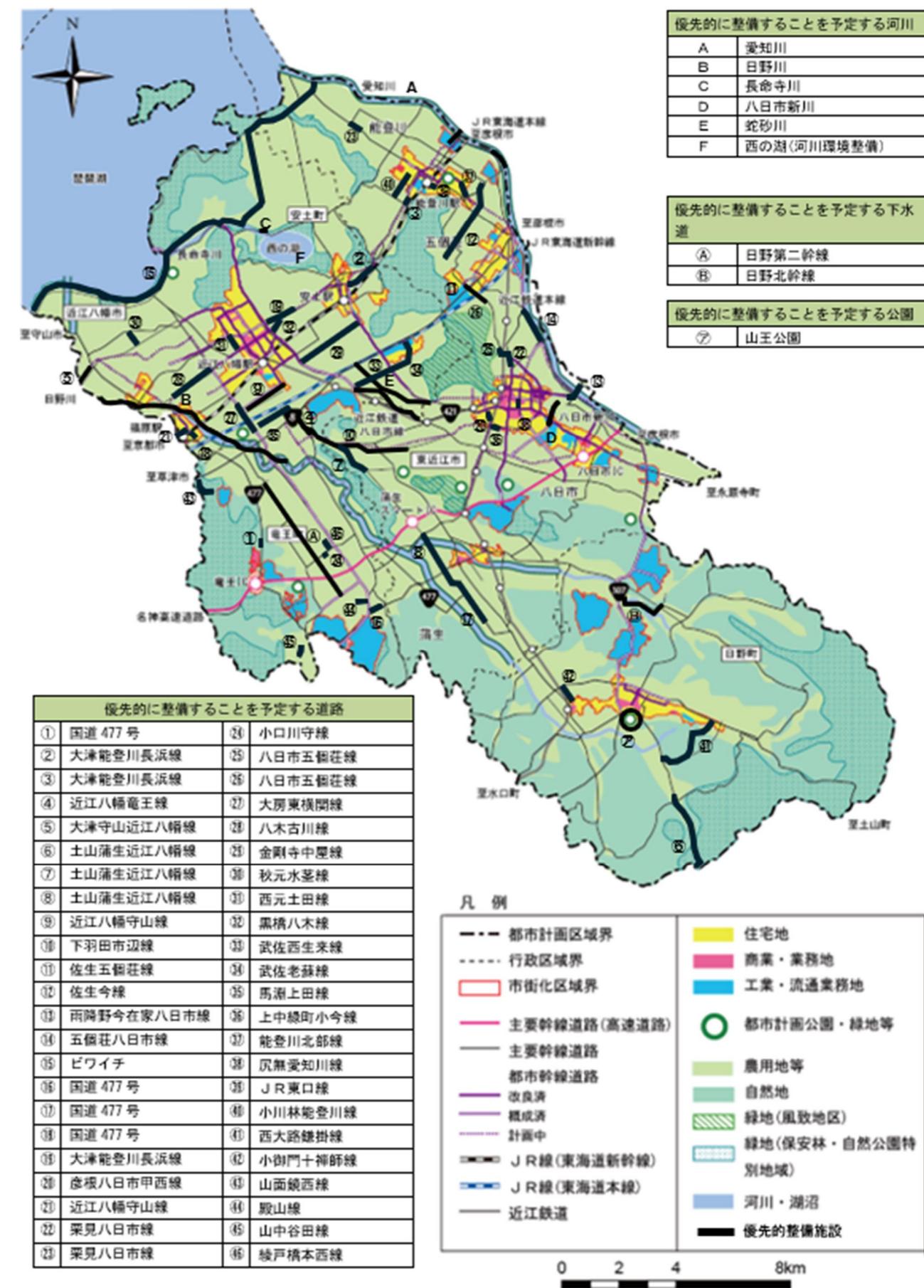
旧

都市施設の整備、市街地整備等に関する方針図



新

都市施設の整備、市街地整備等に関する方針図



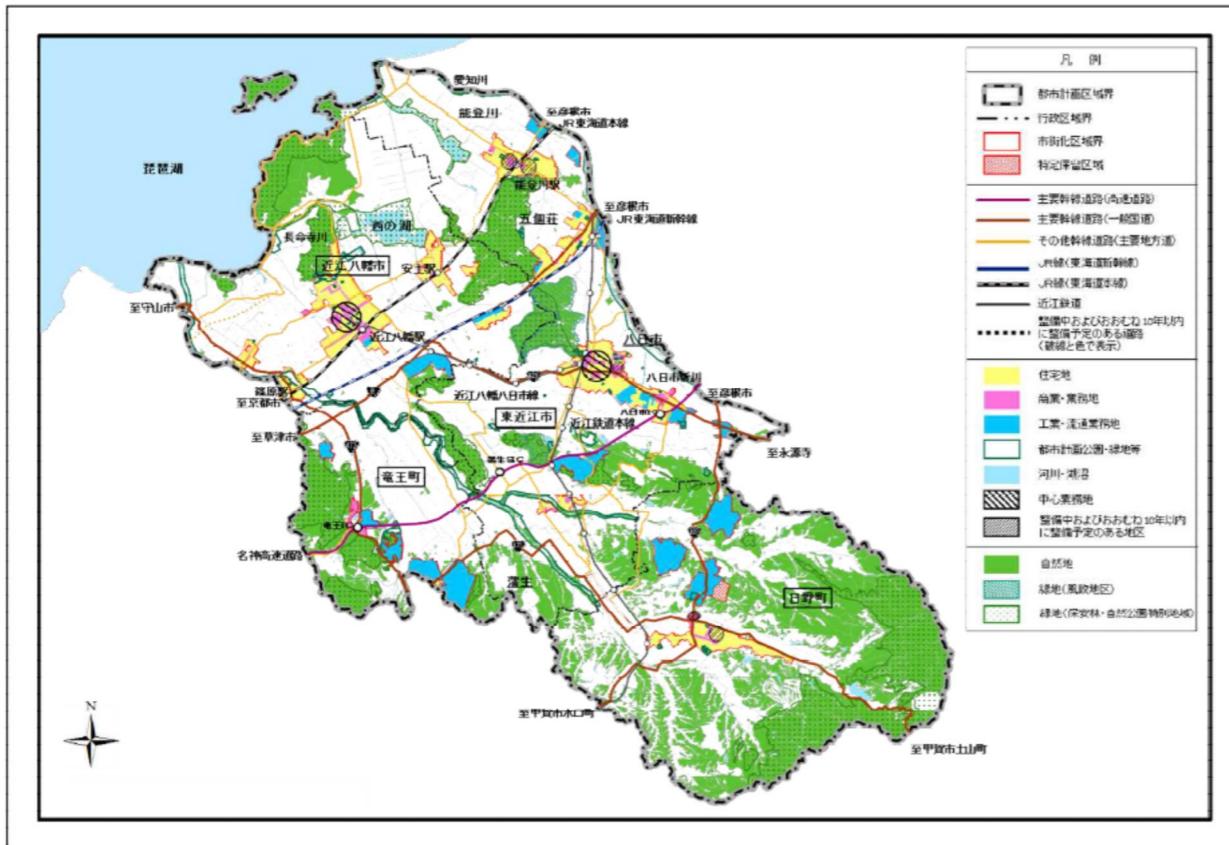
旧	新
<p>3－5 都市景観形成と保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープランー」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。</p> <p>また、本区域は、近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や安土城跡、湖岸の水郷風景など豊かな自然、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を生かし、伝統的なまち並み景観の保全と調和するまちづくりを推進する。</p> <p>① 琵琶湖の良好な景観形成</p> <p>琵琶湖の景観を、湖水面とそれらを取り巻く風土が形づくる一体的なものとして捉えつつ、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てるにより一体的、総合的な景観形成を図るものとする。</p> <p>② 幹線道路沿道の景観形成</p> <p>国道307号および主要地方道大津能登川長浜線沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図るものとする。</p> <p>③ 歴史的景観の保全等</p> <p>近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や湖岸の水郷風景を維持すると共にこれらと調和したまち並みを形成するため、歴史的景観の保全と歴史的資産を活かした景観形成が望まれる。</p>	<p>3－5 都市景観形成と保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープランー」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。</p> <p>また、本区域は、近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や安土城跡、湖岸の水郷風景など豊かな自然、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を生かし、伝統的なまち並み景観の保全と調和するまちづくりを推進する。</p> <p>① 琵琶湖の良好な景観形成</p> <p>琵琶湖の景観を、湖水面とそれらを取り巻く風土が形づくる一体的なものとして捉えつつ、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てるにより一体的、総合的な景観形成を図るものとする。</p> <p>② 幹線道路沿道の景観形成</p> <p>一般国道307号および主要地方道大津能登川長浜線沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図るものとする。</p> <p>③ 歴史的景観の保全等</p> <p>近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や湖岸の水郷風景を維持すると共にこれらと調和したまち並みを形成するため、歴史的景観の保全と歴史的資産を活かした景観形成が望まれる。</p>

旧	新
<p>3－6 防災に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域では、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害が懸念される地域であり、また琵琶湖に接し、琵琶湖に注ぐ愛知川、日野川、長命寺川や山本川、蛇砂川などの一級河川があり、洪水ハザードマップには、大雨による氾濫で浸水することが想定される区域が示されている。<u>更に</u>、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。</p> <p>このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 防災の推進に関する方針</p> <p>① 地震・火災に強いまちづくりの推進</p> <p>震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。また、伝統的建築物を含む住宅の耐震・耐火の促進と密集市街地でのオープンスペースの確保等に努める。</p> <p>② 浸水被害に強いまちづくりの推進</p> <p><u>集中豪雨等による災害を未然に防止するため「淀川水系東近江圏域河川整備計画」に則り河川改修を促進するとともに、保水機能を高めるための農地や樹林地の保全などの総合的な治水対策を図る。</u></p> <p>③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進</p> <p>大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。</p> <p>3－7 都市環境に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地球温暖化が進む中で、<u>低炭素社会の実現</u>、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない都市・社会の実現が求められている。</p> <p>本区域においても、環境負荷の少ない<u>集約・連携型都市構造の強化</u>、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。</p> <p>(2) 都市環境への取り組みに関する方針</p> <p>① 環境負荷の少ない<u>集約・連携型都市構造の強化</u></p>	<p>3－6 防災に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域では、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害が懸念される地域であり、また琵琶湖に接し、琵琶湖に注ぐ愛知川、日野川、長命寺川や山本川、蛇砂川などの一級河川があり、洪水ハザードマップには、大雨による氾濫で浸水することが想定される区域が示されている。<u>さらに</u>、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。</p> <p>このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 防災の推進に関する方針</p> <p>① 地震・火災に強いまちづくりの推進</p> <p>震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進、<u>住宅における感震ブレーカーや耐震シェルターの導入促進</u>を図る。また、伝統的建築物を含む住宅の耐震・耐火の促進と密集市街地でのオープンスペースの確保等に努める。</p> <p>② 浸水被害に強いまちづくりの推進</p> <p><u>気候変動により、今後さらに水災害が頻発・激甚化することを踏まえ、河川整備等の「川の中」で水を安全に「ながす」基幹対策に加え、「川の外」での対策である「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に組み合わせた「しがの流域治水」を推進し、浸水被害に強い都市づくりの実現を目指す。</u></p> <p>③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進</p> <p>大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。</p> <p>3－7 都市環境に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地球温暖化が進む中で、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない<u>脱炭素型の都市・社会</u>の実現が求められている。</p> <p>本区域においても、環境負荷の少ない<u>拠点連携型都市構造への転換</u>、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。</p> <p>(2) 都市環境への取り組みに関する方針</p> <p>① 環境負荷の少ない<u>拠点連携型都市構造への転換</u></p>
<p>3－7 都市環境に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地球温暖化が進む中で、<u>低炭素社会の実現</u>、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない都市・社会の実現が求められている。</p> <p>本区域においても、環境負荷の少ない<u>集約・連携型都市構造の強化</u>、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。</p> <p>(2) 都市環境への取り組みに関する方針</p> <p>① 環境負荷の少ない<u>集約・連携型都市構造の強化</u></p>	<p>3－7 都市環境に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地球温暖化が進む中で、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない<u>脱炭素型の都市・社会</u>の実現が求められている。</p> <p>本区域においても、環境負荷の少ない拠点連携型都市構造への転換、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。</p> <p>(2) 都市環境への取り組みに関する方針</p> <p>① 環境負荷の少ない<u>拠点連携型都市構造への転換</u></p>

旧	新
<p>本区域は、市街地が分散する都市形態をなしているが、極力市街地への各種機能の集約や人口の集中を図るとともに、公共交通による地域間連携を図り、出来るだけ環境負荷の少ない<u>集約・連携型都市構造の強化</u>を図るものとする。</p>	<p>本区域は、市街地が分散する都市形態をなしているが、極力市街地への各種機能の集約や人口の集中を図るとともに、公共交通による地域間連携を図り、出来るだけ環境負荷の少ない<u>集約・連携型都市構造</u>への<u>転換</u>を図るものとする。</p>
<p>② 緑を活かした<u>低炭素型都市</u></p> <p>鈴鹿山系の一端をなすまとまりのある緑の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、市街地内の緑や河川の水辺の保全などにより、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現を目指す。</p>	<p>② 緑を活かした<u>脱炭素型都市</u></p> <p>鈴鹿山系の一端をなすまとまりのある緑の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、市街地内の緑や河川の水辺の保全などにより、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現を目指す。</p>
<p>③ 生物多様性の保全・向上</p> <p>開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした<u>低炭素型都市</u>の実現と合わせて、生物多様性の保全<u>及び</u>向上についての取り組みを行うものとする。</p>	<p>③ 生物多様性の保全・向上</p> <p>開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした<u>脱炭素型都市</u>の実現と合わせて、生物多様性の保全<u>および</u>向上についての取り組みを行うものとする。</p>
<p>④ エネルギーの効率的利用の促進</p> <p>既存のエネルギー源以外の未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用促進等が求められているなか、都市施設のライフサイクルコストの低減、建築物の長寿命化や再生材の活用などを進めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーの導入などの取り組みを積極的に展開するものとする。</p>	<p>④ エネルギーの効率的利用の促進</p> <p>既存のエネルギー源以外の未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用促進等が求められているなか、都市施設のライフサイクルコストの低減、建築物の長寿命化や再生材の活用などを進めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーの導入などの取り組みを積極的に展開するものとする。</p>
<p>⑤ 環境小学校の推進</p> <p><u>これからの本区域の環境政策のリーディングプロジェクトとして、小学校を単位に、地域の自然環境との結び付きを大切にしながら、子供たちの育成を通じて環境にやさしい持続可能なまちづくりを地域全体が実践し、学ぶことのできる拠点の整備を進めるものとする。（「近江八幡市まちづくり構想」より）</u></p>	
<p>3－8 福祉のまちづくりに関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。</p> <p>ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。</p>	<p>3－8 福祉のまちづくりに関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。</p> <p>ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。</p> <p><u>また、家庭や地域を取り巻く環境の変化にも鑑み、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するため、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置を図るとともに適切な機能の維持・充実に努める</u></p>

旧

近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



新

近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

